

第2次東御市一般廃棄物処理基本計画の改定について

市民生活部 生活環境課

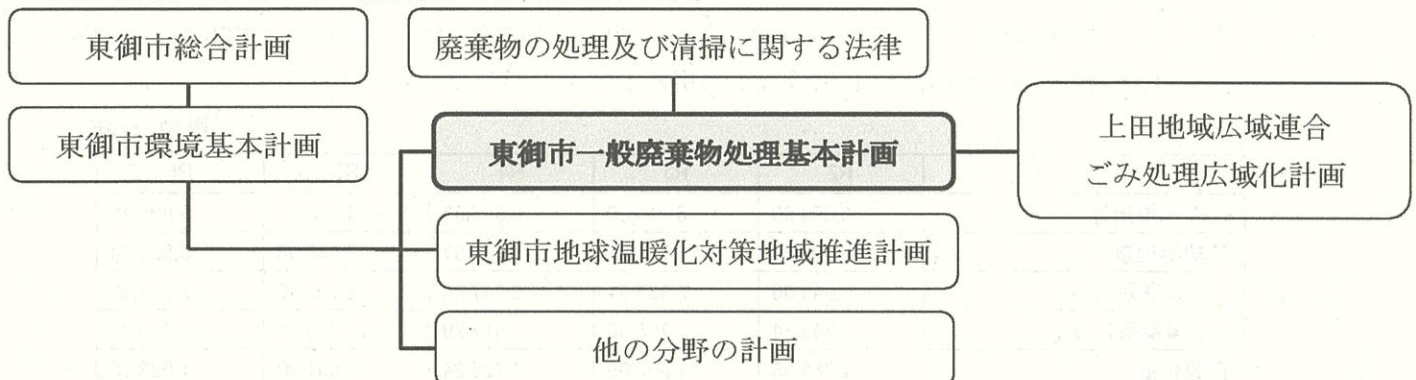
1 計画策定の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するもので、「自然との調和を目指す循環型都市 とうみ」の実現に向け、市民・事業者・行政が連携し、生ごみリサイクルシステム及び統合クリーンセンター（資源循環型施設）整備等の推進を通じて、更なるごみ減量及び3Rの推進に取り組むための計画です。

本計画は概ね5年毎に改定をすることとしており、令和2年度の改定を経て、今回改定年度にあたる令和7年度に、これまでの現状と課題を整理し、計画の最終年度である令和12年度に向け、目標及び取り組みを中心に見直しを行います。

2 計画の位置づけ

本計画は、第3次東御市総合計画を上位計画とし、廃棄物・リサイクル関連法、長野県廃棄物処理基本計画、本年度に策定予定の第3次東御市環境基本計画、東御市廃棄物処理及び清掃に関する条例等との整合を図りながらごみの減量化、3Rを推進します。



3 計画期間

平成28年4月1日～令和13年3月31日までの15年間

4 計画の基本理念、基本目標及び基本施策

(1) 基本理念 自然との調和を目指す循環型都市 とうみ

(2) 基本方針

方針1 ごみの排出抑制と3Rの推進による循環システムの構築

- ・3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- ・環境教育等、普及啓発活動の実施及び支援

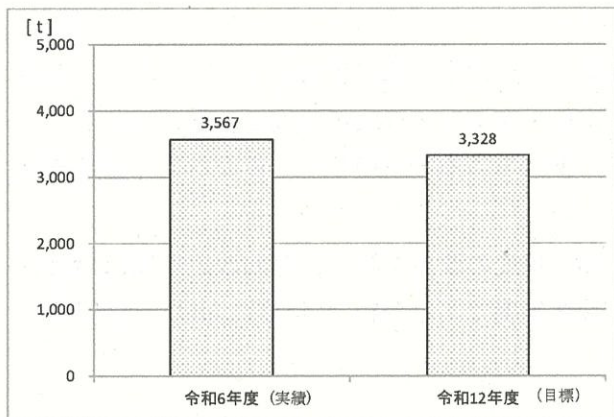
方針2 効率的かつ適正なごみ処理体制の構築

- ・ごみの収集・運搬
- ・ごみ処理施設の整備
- ・不法投棄対策

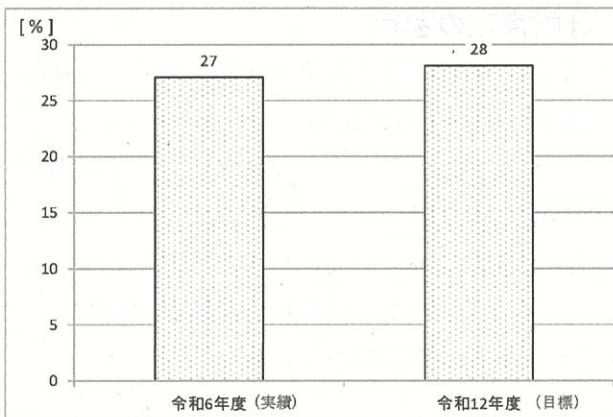
5. 計画の目標

本市のごみ処理に関する目標値を以下のとおり定め、基本理念の実現へ向け、取り組んでいきます。

・焼却量



・資源化率



・令和12年度の目標値 焼却処理量：3,328 t 以下 資源化率：28%以上

6. これまでの取り組み実績

ごみ排出量は令和2年度から令和6年度にかけて減少しており、家庭系ごみについては減少傾向となっていますが、令和6年度時点で、令和7年度目標値である焼却処理量：3,445 t には 122 t の減量が必要であり、また、資源化率：29%には 1.91% 以上の引き上げが必要となっております。

(単位:t/年)

	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量	6,094.80	6,114.00	5,945.56	5,616.35	5,625.42
焼却処理量	3,793.80	3,724.31	3,664.57	3,489.98	3,566.64
家庭系ごみ	3,049.96	2,928.81	2,847.28	2,709.90	2,775.88
事業系ごみ	743.84	795.50	817.29	780.08	790.76
資源化量	1,765.58	1,800.09	1,735.24	1,591.00	1,523.78
資源化率 (%)	28.97	29.44	29.19	28.33	27.09

7. 見直し箇所

ごみ排出量は減少傾向となっておりますが、令和2年度から5年間のごみの処理実績を整理し、計画の最終年度である令和12年度の目標を再設定し、廃棄物処理に関する法令や社会情勢の変化に対応し、目標を達成するため、取り組み施策等の見直しを行います。

8. 今後のスケジュール

月日	会議等	内容
11月21日	第1回環境審議会	計画(素案)について、諮問
12月3日	議会全員協議会	
12月10日～ 令和8年1月8日	パブリックコメントの実施	計画(素案)について市民からの意見募集
2月	第2回環境審議会	計画(案)について審議、答申
4月	計画の公表	市ホームページ

第2次東御市一般廃棄物処理基本計画

(令和7年度改定版)

(素案)

(計画期間 平成28年度～令和12年度)

東 御 市

目 次

第 1 章	計画の枠組み	1
1.1	計画の目的	1
1.2	計画の位置づけ	2
1.2.1	計画の位置づけ	2
1.2.2	関係法令	3
1.3	計画の対象地域	4
1.4	計画の対象廃棄物	4
1.5	計画の目標年度	4
1.6	広域化の取り組み	4
1.6.1	上田地域広域連合ごみ処理広域化計画について	4
1.6.2	第 4 次ごみ処理広域化計画策定までの経緯	5
第 2 章	市の概況	6
2.1	自然特性	6
2.1.1	位置及び市の概要	6
2.1.2	気象	6
2.2	社会特性	8
2.2.1	人口・世帯数	8
2.2.2	産業動向	10
2.2.3	土地の利用状況	11
2.2.4	交通の状況	12
2.2.5	総合計画	13
第 3 章	ごみ処理基本計画	15
3.1	ごみ処理の現況	15
3.1.1	ごみ処理・処分の流れ	15
3.1.2	ごみ処理の実績	21
3.1.3	ごみの性状	36
3.1.4	ごみ処理に係る温室効果ガス排出量	37
3.1.5	ごみ処理に係る経費	38
3.1.6	その他ごみ処理に関する事項	39
3.1.7	国・県・近隣市町村の動向	41

3.2 ごみ処理の課題	43
3.2.1 全国・県・近隣市町村との比較.....	43
3.2.2 各目標数値の達成状況	45
3.2.3 課題の整理	48
3.3 ごみ処理基本計画	49
3.3.1 基本理念・方針	49
3.3.2 目標値.....	52
3.3.3 市民・事業者・市の役割.....	53
3.3.4 基本理念の実現へ向けた施策	54
3.3.5 人口及びごみ発生量の将来予測.....	60
第4章 生活排水処理基本計画	63
4.1 生活排水処理の現況	63
4.1.1 生活排水処理体系.....	63
4.1.2 生活排水処理形態別人口及び普及率	64
4.1.3 生活排水処理主体.....	67
4.1.4 し尿等収集運搬の現況	67
4.1.5 し尿等処理の現況.....	67
4.1.6 処理汚泥等の利用.....	70
4.1.7 その他生活排水処理に関する事項	70
4.1.8 生活排水処理の課題.....	70
4.2 生活排水処理基本計画	71
4.2.1 基本理念・方針	71
4.2.2 生活排水処理基本計画	72
4.2.3 生活排水処理施設の整備計画の概要	72
4.2.4 その他生活排水処理に関する事項	75
第5章 計画の進行管理.....	76
(資料) SDGs とは	77

第1章 計画の枠組み

1.1 計画の目的

今日、人類の社会経済活動が及ぼす地球環境への負荷が増大し、環境問題をはじめ、様々な問題が露呈してきました。良好な環境の維持と持続的な経済成長を両立する社会を将来世代へ引き継いでいくためにも、私たちはそれら環境負荷を削減していかなければなりません。

そのような中、国は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）（以下、「廃棄物処理法」という。）」の見直しを重ね、適正な処理を推進するとともに個別リサイクル法等の法的基盤の整備を行ってきました。現在は、「循環型社会形成推進基本法（平成 24 年 6 月 27 日法律第 47 号）」に基づく、「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）」に沿って、環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決し「循環経済」への移行が目指されています。

東御市（以下、「本市」という。）においても、平成 18 年 3 月に第 1 次一般廃棄物処理基本計画を策定し、適正なごみ処理を進めるための基本的事項を示しました。その後、平成 23 年 3 月に後期計画として改定を行い、平成 28 年 3 月には、第 1 次計画の計画期間の満了に伴い現在の計画である第 2 次計画として本市の現状等を再整理し、本市における資源循環型社会形成等を目的として策定を行いました。

第 2 次一般廃棄物処理基本計画は概ね 5 年ごとに改定をすることになっていることから、令和 2 年度の改定を経て、今回必要な見直しを行い、令和 7 年度改定版（以下、「本計画」という。）として策定しました。

2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して世界が一丸となって達成すべき国際目標です。

目標には水・衛生、エネルギー、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系等の地球環境と密接に係わるものが多く含まれており、とりわけ気候変動による影響は我が国にも表れており、IPCC 第 5 次評価報告書によれば地球温暖化には疑う余地がないとされています。

我が国の環境基本計画でも温室効果ガスの迅速な削減を進めるとともに、SDGs を踏まえた持続可能な社会を目指すとしており、本計画においても SDGs の視点を持ちながら各施策を推進すると共に、その達成にも貢献します（SDGs の詳細事項は、P 77 以降掲載）。



1.2 計画の位置づけ

1.2.1 計画の位置づけ

本計画の位置づけを図 1-1 に示します。

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により、長期的・総合的視野に立って、本市における一般廃棄物処理を計画的に推進するための基本的な事項を定めるものです。

なお、本計画は、「第 3 次東御市総合計画」を上位計画とし、廃棄物・リサイクル関連法、「長野県廃棄物処理基本計画」、「東御市環境基本計画」、「東御市廃棄物処理及び清掃に関する条例」等との整合を図り策定しました。

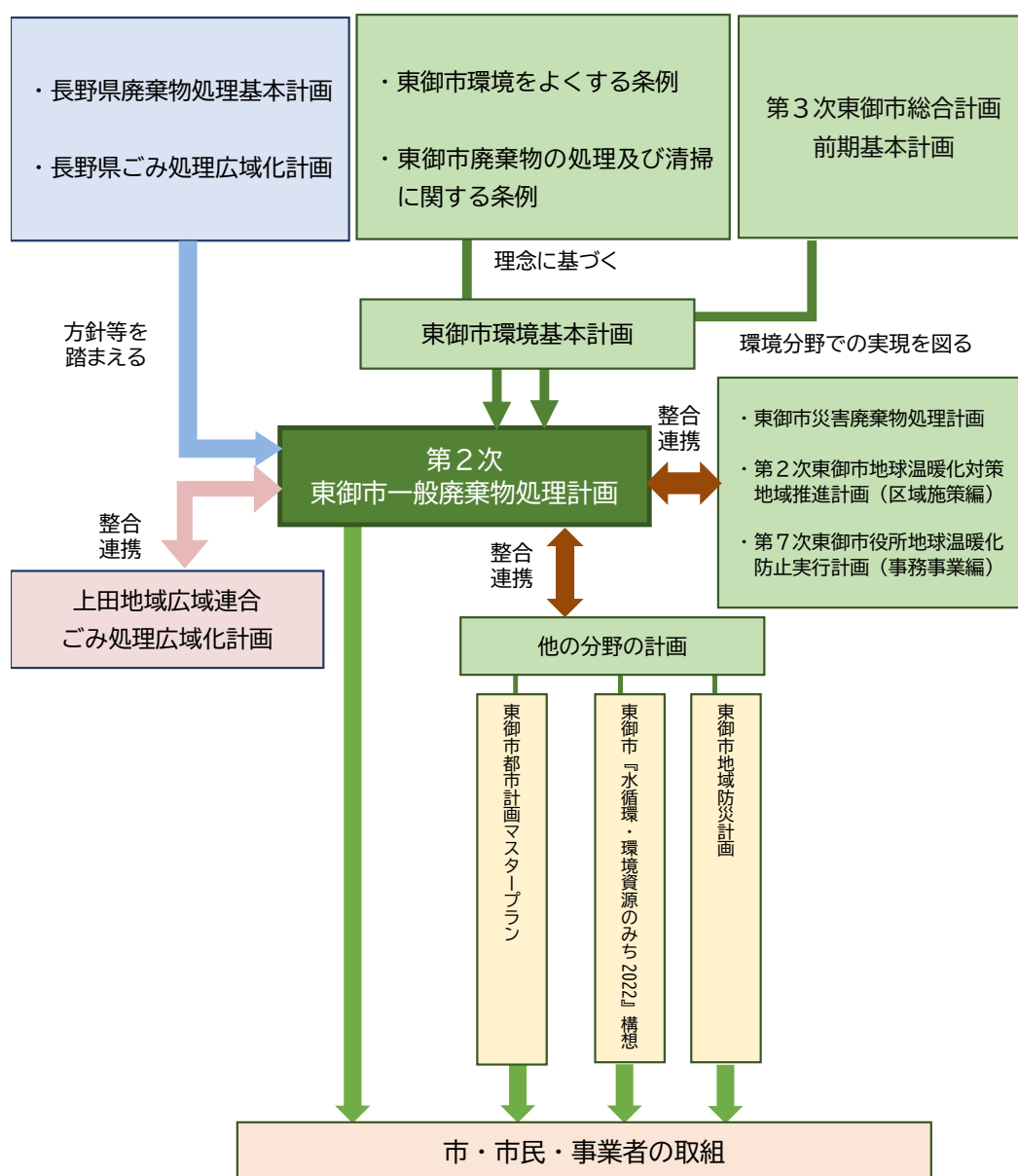
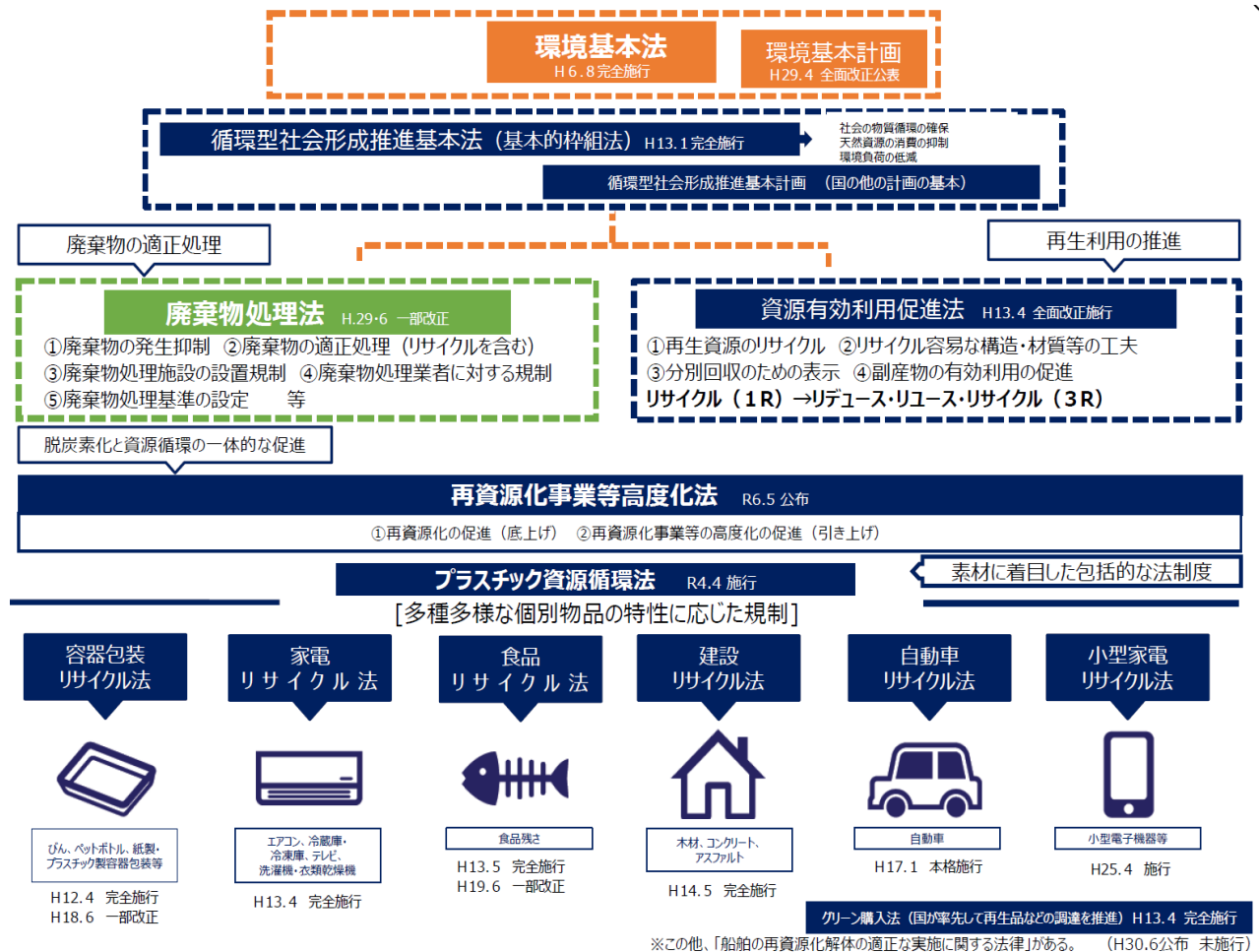


図 1-1 計画の位置づけ

1.2.2 関係法令

環境保全についての基本理念を定めた「環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）」に則り、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として循環型社会形成推進基本法が制定されました。その下で、廃棄物の適正処理等に関する「廃棄物処理法」、リサイクルの推進に関する「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年 4 月法律第 48 号）」及び個別の物品のリサイクルに関する法律が定められ、環境・廃棄物・リサイクル関連の法体系が形成されています。



出典：環境省資料

図 1-2 循環型社会形成推進のための法体系

1.3 計画の対象地域

本計画の対象地域は、東御市全域とします。

1.4 計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、本市内全域から発生する一般廃棄物とします。

1.5 計画の目標年度

本計画の対象期間は、平成 28 年 3 月策定の前期計画の計画期間である平成 28 年度から 15 年間とし、令和 12 年度を計画目標年度に位置付けます。なお、本計画は、概ね 5 年ごとに改訂を行うことにしていることから令和 2 年度の改定を経て、改定年度にあたる令和 7 年度に見直しを行うものです。

また、諸条件に大きな変動があった場合には適宜見直しを行います。

1.6 広域化の取り組み

1.6.1 上田地域広域連合ごみ処理広域化計画について

旧厚生省（現環境省）は平成 9 年 1 月「ごみ処理に係るダイオキシン類の発生防止等ガイドライン」を策定し、今後遵守すべき基準と対策を示すとともに、恒久的なダイオキシン類対策として高度な処理機能を有する大規模施設に集約する必要性を示しました。方針として、「可能な限り 300(最低でも 100)トン／日以上全連続炉を設置できるよう市町村を広域ブロック化する。」という方向性が示され、これを受けて、長野県は市町村の意向も取り入れる等して、「長野県ごみ処理広域化計画」をとりまとめました。

この流れを受け、旧東部町は上田地域ブロックに、旧北御牧村は佐久地域ブロックにそれぞれ組み込まれ、旧東部町を含んだ上田地域広域連合（以下、「広域連合」という。）は、ごみ処理事業の広域化を図るために、「第 1 次ごみ処理広域化計画（平成 11 年 3 月策定）」（以下、「広域化計画」という。）を策定しました。広域化計画では、循環型社会の構築を目指し、広域的なごみ処理事業を推進していくための基本的な考え方が示されています。

平成 16 年 4 月以降市町村合併が相次いだことから、以下の市町村で上田地域ブロックを構成することとなりました。

上田地域ブロックの構成市町村(令和 8 年 3 月現在)

上田市、東御市、長和町、青木村

その後、平成 21 年度に、「第 2 次ごみ処理広域化計画」を、平成 27 年度には「第 3 次ごみ処理広域化計画」を策定し、令和 2 年度において、計画期間が令和 3 年度から始まる「第 4 次ごみ処理広域化計画（計画期間：令和 3～12 年度）」を策定しました。

1.6.2 第4次ごみ処理広域化計画策定までの経緯

広域連合では、今後の広域的なごみ処理へ向けた取り組みとして、資源循環型施設として統合クリーンセンター及び統合リサイクルプラザの建設を計画してきました。

施設の建設については、二度にわたって施設建設候補地を選定する委員会を組織し、選定を行ってきましたが、地元の同意は得られませんでした。その後、「ごみ処理の必要性」と「施設の建設候補地の選定」を地域の方々に考えていただきたい思いから、平成21年12月1日から平成22年5月31日にかけて建設候補地を募集し、8地区から応募をいただきました。応募のあった地区の現地調査や評価を実施し、候補地を3箇所まで絞り込みましたが、候補地周辺の住民の反対による更なる詳細調査ができないことから、候補地決定に至りませんでした。隣接の既存施設、周辺土地利用を含めた多面的な検討を行い、最終的に、し尿処理施設「清浄園」を廃止した上で、資源循環型施設の候補地とする提案が平成24年6月7日にされました。

第3次広域化計画では、資源循環型施設の稼働目標年度を令和7年に、また、ごみ減量化目標値達成年度を令和2年度と定めていました。第3次計画の策定後、建設候補地周辺を対象とした住民説明会が開催され、資源循環型施設建設対策連絡会と更なる話し合いを重ねるとともに、学識経験者、住民代表、行政が参加する資源循環型施設検討委員会で、安全・安心な施設の在り方等について議論が行われ、これらの経緯の中で、協議結果を尊重し、施設整備の基本方針に取り込むとともに、改めてごみ減量化目標等を設定するため「第4次ごみ処理広域化計画」が策定されました。

令和7年1月に環境影響評価の手続が完了したこと、地域のまちづくりの話し合いが進められていることから、広域連合長が清浄園用地を建設地とすることを決断し、令和7年6月6日、広域連合及び上田市は、対策連絡会並びに構成団体と、清浄園用地を建設地と決定する基本協定を締結するに至りました。令和13年に統合クリーンセンターが稼働予定であることから、更なるごみの減量化が求められており、可燃ごみの減量化目標値の達成を目指し、更なるごみの減量化、3Rの推進を目指していきます。

（第4次ごみ処理広域化計画）

対象地域 上田市、東御市、長和町、青木村の2市1町1村

計画期間 令和3年度～令和12年度（10年間）

ごみ減量化目標及び減量化施策 令和12年度を見据えて設定

第2章 市の概況

2.1 自然特性

2.1.1 位置及び市の概要

本市は平成 16 年 4 月 1 日に旧東部町と旧北御牧村が合併し、長野県下で第 18 番目の新市「東御市」として誕生しました。長野県の東部に位置しており、北は群馬県嬭恋村に、西は上田市に、南は立科町、佐久市に、東は小諸市に接し、市域は東西 14.7km、南北 16.5km、総面積 112.37km²です。

北には上信越高原国立公園の浅間連峰の三方ヶ峰、湯ノ丸山、烏帽子岳の連山、南には八ヶ岳中信高原国定公園に位置する蓼科山を眼前に見ることができます。ほぼ中央部を上信越自動車道と千曲川の清流が東西に通過しています。また、上信越自動車道東部湯の丸インターチェンジがほぼ中央にあり、国道 18 号と主要地方道小諸上田線（浅間サンライン）が東西の幹線道路となっています。



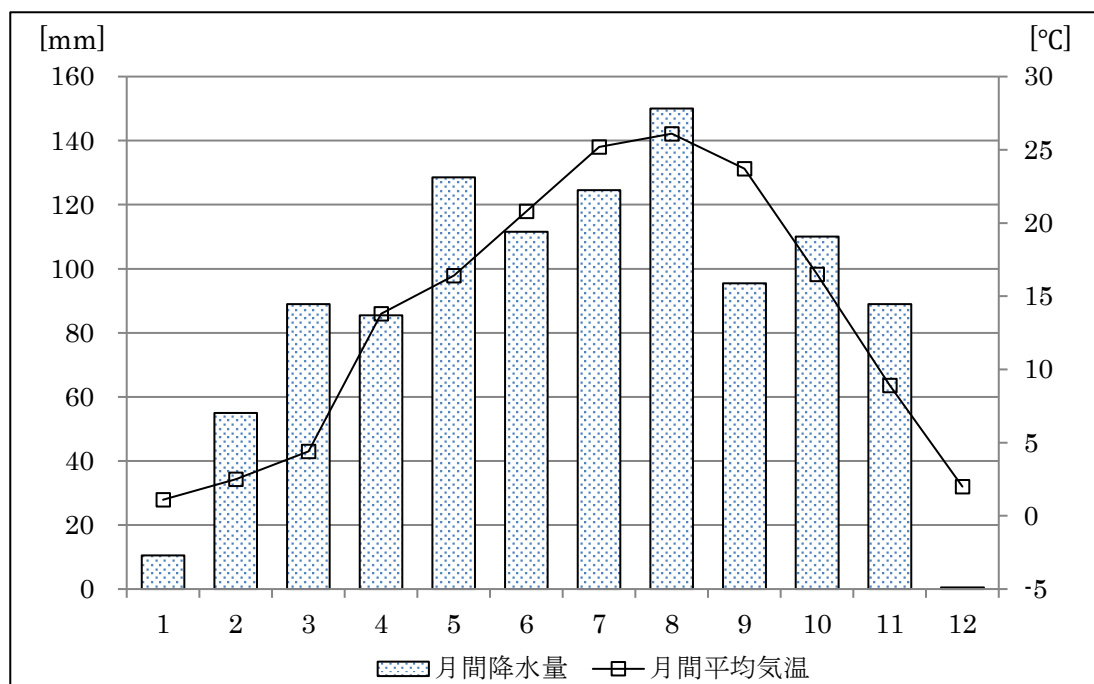
出典：東御市 HP

図 2-1 東御市の位置

2.1.2 気象

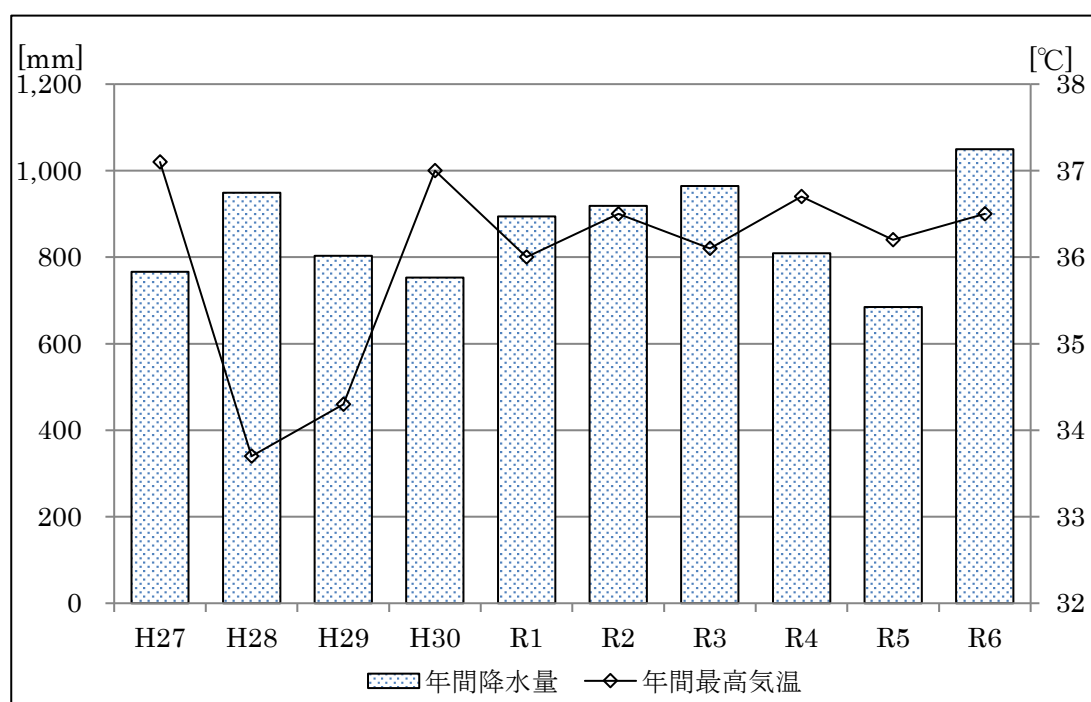
本市の気候は、四季を通じて日照時間が長く、降水量が少ない準高原的な内陸性気候です。気温は年間を通じて冷涼で日較差・年較差が大きく、年間降水量は 700～1,000mm 前後、全国でもまれな降水量の少ない地域となっています。

過去 10 年間における月間降水量及び月間平均気温を図 2-2 に、年間降水量及び気温（最高）を図 2-3 に示します。



出典：東御市の統計（各種統計グラフ）

図 2-2 月間降水量及び月間平均気温



出典：東御市の統計（各種統計グラフ）

図 2-3 年間降水量及び気温（最高）

2.2 社会特性

2.2.1 人口・世帯数

過去 10 年における本市の人口及び世帯数の推移を表 2-1 と図 2-4 に示します。

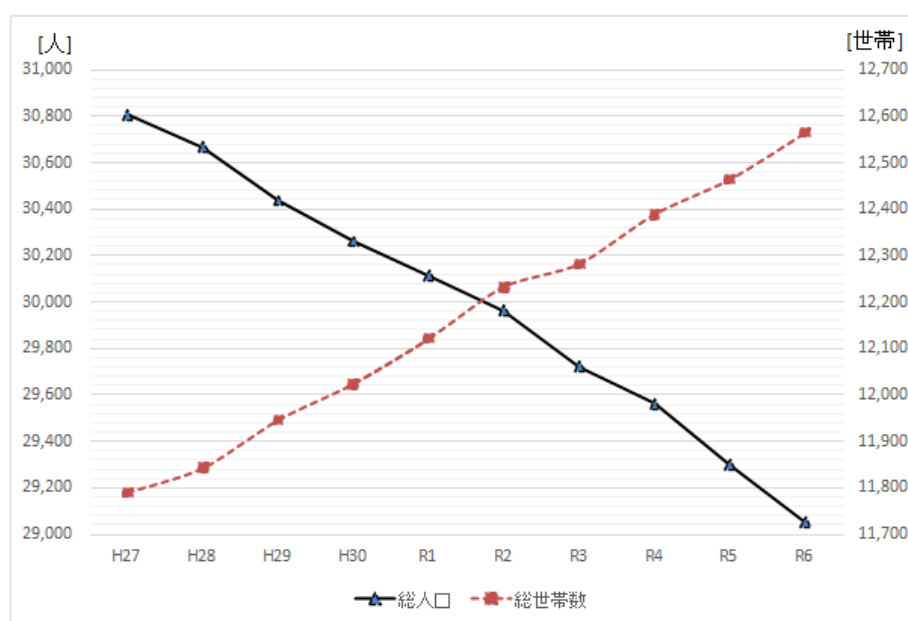
本市の人口は平成 27 年以降減少傾向で、令和 6 年の人口を平成 27 年と比較すると、約 5.6% 減少しています。

一方、世帯数は増加傾向にあり、世帯人員は減少傾向にあります。

表 2-1 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日時点）

	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総人口	人	30,805	30,666	30,437	30,261	30,112	29,963	29,721	29,561	29,299	29,052
総世帯数	世帯	11,790	11,843	11,946	12,023	12,122	12,231	12,281	12,388	12,464	12,565
世帯人員	人/世帯	2.61	2.59	2.55	2.52	2.48	2.45	2.42	2.39	2.35	2.31

出典：東御市 HP の各月の人口

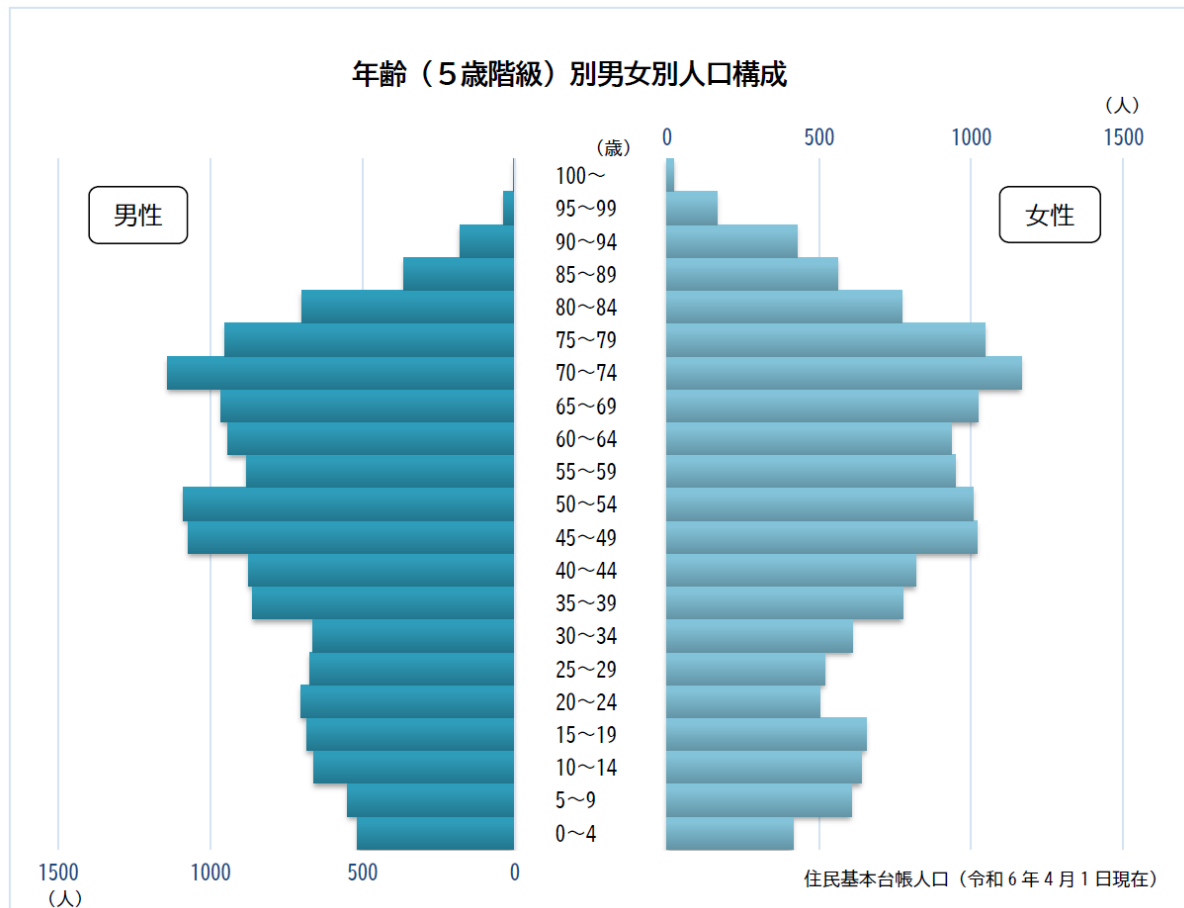


出典：東御市 HP の各月の人口

図 2-4 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日時点）

令和6年度の年齢別男女別人口を図2-5に示します。

人口分布に特定世代への大きな偏りは見られませんが、80代以上の女性が多く、30代以下が他世代に比べ少なくなっています。男女別人口は男性が49.76%、女性が50.24%を占めており、ほぼ同じ割合となっています。



出典：東御市の統計（2024）

図 2-5 年齢別男女別人口

2.2.2 産業動向

本市の産業大中分類別の就業者数を表 2-2 に示します。

就業者数は各産業とも減少傾向となっております。

表 2-2 産業大中分類別の就業者

区分 (～平成12年)	旧町村の 別	従業者数 (人)	区分 (17年～)	従業者数 (人)			
		平成12年		17年 (東御市)	22年	27年	令和2年
総数 (①+②+③+④)	旧東部町 旧北御牧村	13,612 3,018	総数 (①+②+③+④)	16,366	15,344	15,317	14,611
①第1次産業	旧東部町 旧北御牧村	1,847 721	①第1次産業	2,470	1,880	1,835	1,550
農業	旧東部町 旧北御牧村	1,837 720	農業	2,463	1,856	1,812	1,520
林業	旧東部町 旧北御牧村	10 1	林業	6	24	23	30
漁業	旧東部町 旧北御牧村	— —	漁業	1	—	—	—
②第2次産業	旧東部町 旧北御牧村	5,252 1,112	②第2次産業	5,229	4,939	5,001	4,767
鉱業	旧東部町 旧北御牧村	16 3	鉱業	7	9	11	4
建設業	旧東部町 旧北御牧村	1,241 360	建設業	1,178	1,024	1,001	960
製造業	旧東部町 旧北御牧村	3,995 749	製造業	4,044	3,906	3,989	3,803
③第3次産業	旧東部町 旧北御牧村	6,504 1,185	③第3次産業	8,654	8,411	8,449	8,211
電気・ガス・ 熱供給・水道業	旧東部町 旧北御牧村	62 10	電気・ガス・ 熱供給・水道業	42	54	36	35
運輸・通信業	旧東部町 旧北御牧村	616 126	情報通信業	160	175	165	161
卸・小売業	旧東部町 旧北御牧村	2,290 397	運輸業	660	668	657	616
金融・保険業	旧東部町 旧北御牧村	239 31	卸・小売業	2,598	2,191	2,163	1,962
不動産業	旧東部町 旧北御牧村	63 4	金融・保険業	232	244	211	211
サービス業	旧東部町 旧北御牧村	2,886 521	不動産業	68	114	139	135
公務	旧東部町 旧北御牧村	348 96	飲食店	714	—	—	—
④分類不能の産業	旧東部町 旧北御牧村	9 —	医療・福祉	1,241	1,532	1,727	1,817
			教育、学習支援業	604	621	572	574
			複合サービス事業	299	160	206	173
			サービス業	1,670	2,236	2,172	2,138
			公務	366	416	401	389
			④分類不能の産業	13	114	32	83

出典：東御市の統計（2024）

（注1）平成17年調査から第3次産業の分類内訳が変更

（注2）平成22年以降、サービス業は学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）を含む。

2.2.3 土地の利用状況

本市の地目別利用面積及び推移を表 2-3 に示します。

令和 6 年における地目別面積の構成比率は、山林が約 55%と最も多く、続いて畑、田となっています。この構成比率の推移をみると、畑の割合が年々微減傾向にあり、宅地の割合が微増傾向にあります。

表 2-3 地目別利用面積

年次	総数	構成比 (%)	宅地	構成比 (%)	田	構成比 (%)	畑	構成比 (%)
令和 2 年	11,237	100	912	8.12	1,269	11.29	1,687	15.02
3 年	11,237	100	919	8.18	1,266	11.27	1,683	14.97
4 年	11,237	100	924	8.22	1,264	11.25	1,677	14.92
5 年	11,237	100	927	8.25	1,262	11.23	1,675	14.91
6 年	11,237	100	932	8.29	1,261	11.22	1,672	14.88

年次	山林	構成比 (%)	原野	構成比 (%)	雑種地	構成比 (%)	湖沼地	構成比 (%)	その他	構成比 (%)
令和 2 年	6,306	56.12	154	1.37	348	3.10	6	0.06	555	4.92
3 年	6,301	56.08	153	1.37	350	3.12	6	0.06	559	4.95
4 年	6,294	56.01	153	1.37	353	3.14	6	0.06	566	5.03
5 年	6,294	56.01	153	1.36	355	3.16	6	0.05	565	5.03
6 年	6,291	55.99	151	1.34	358	3.19	6	0.05	566	5.04

出典：東御市の統計（2024）

2.2.4 交通の状況

市内を通る「しなの鉄道」の田中駅及び滋野駅における乗車・降車人員を表 2-4 に示します。

本市では、鉄道のほか、平成 18 年度よりデマンド交通と定時・定路線交通の 2 つの運用方式を公共交通の手段として機能させています。デマンド交通は利用者宅の戸口から目的地の戸口までの乗合移送を、定時・定路線交通は朝夕の通勤・通学の交通手段を確保することを目的としています。

現状では、少子化の進展と自家用車の利用により、公共交通機関の利用者数が減少、収益の悪化へと繋がり、鉄道・バスの便を縮小せざるを得ない状況があります。公共交通の維持・活性化を進める仕組みが必要とされています。

表 2-4 田中駅及び滋野駅における乗車・降車人数（人）

駅名	年度	乗車人員		降車人員		乗降者総数
		年間	一日平均	年間	一日平均	
田中駅	R6	362,085	992	359,095	984	721,180
滋野駅	R6	122,880	367	123,596	339	246,476

出典：東御市の統計（2024）

（一日平均の小数点以下は四捨五入）

2.2.5 総合計画

(1) 第3次東御市総合計画・前期基本計画

総合計画では、市民が共通して目指すことのできる将来都市像を掲げ、その実現を目指すための目標と政策を定めています。

その中で、「ごみの適正処理と減量・資源化の推進」、「**上下水道の維持・管理**」、「**広域連携**による共同事業の促進」を掲げ、適正な一般廃棄物処理の推進を目指しています。

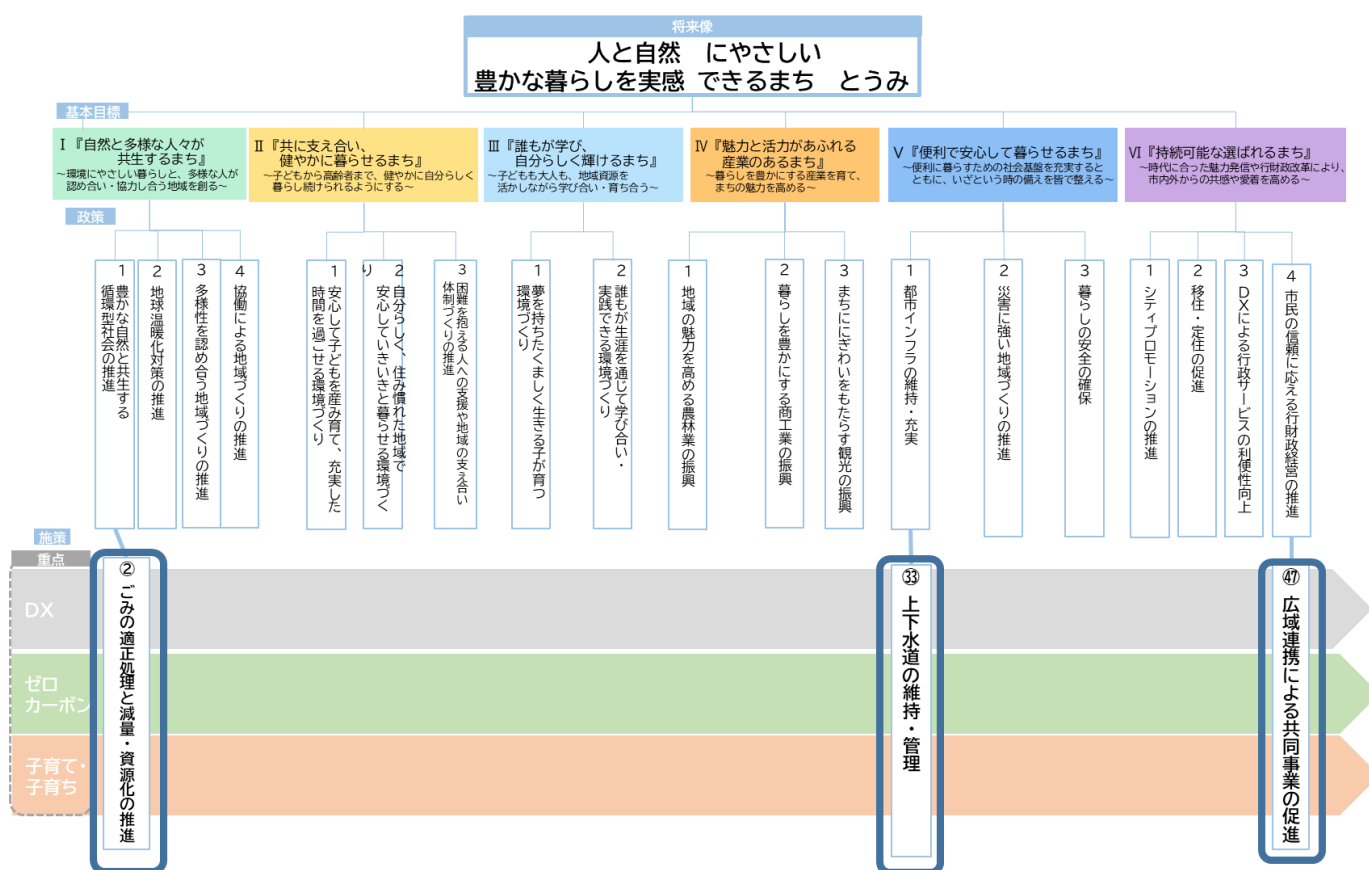


図 2-6 総合計画中的ごみ処理政策（抜粋）

ア ごみの適正処理と減量・資源化の推進

本市における人口が減少している中、ごみの量も**減少**傾向にあります。ごみの適正処理と減量・資源化を推進するため、処理施設の計画的な運営・管理によるごみ処理の適正化を進めるとともに、生ごみリサイクルシステムの適正な運営と更なる資源化に向けた取り組みを進めていきます。

イ 下水道事業の経営基盤の充実

本市の下水道事業は、人口減少に伴って料金収入が期待できない中、施設の老朽化が進行し維持管理費が増大している状況があります。生活並びに社会基盤としての下水道の機能を維持していくためにも、下水道施設の統合を進めることにより、処理施設の効率的な維持管理等経営基盤の安定と強化を図っていきます。

ウ 広域連携による共同事業の促進

現在、上田地域広域連合、佐久広域連合、上田地域定住自立圏及び佐久地域定住自立圏において、広域にわたって処理することが効率的な事務を共同処理し、関係市町村が互いに支え合うことで広域的な連携を進めています。その一つの取り組みとして、ごみ処理事業が含まれており、広域計画等に基づき、事業を進めています。

(2) とうみ環境（エコ）プラン

「とうみ環境（エコ）プラン（東御市環境基本計画）」は、本市の最上位計画である「東御市総合計画」を環境面から推進し、総合計画に掲げられた将来像の実現を目指す計画です。

この計画では、自然環境の保全や公害問題への対応、防犯・防災対策など、環境に関する幅広い分野を対象としています。

また、ごみ問題への対策も位置付けられており、ごみの減量化や不法投棄防止など、良好な環境の維持に向けた重要な取組として掲げています。

なお、令和8年3月には、第3次計画が策定されました。

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理の現況

3.1.1 ごみ処理・処分の流れ

本市は、平成 16 年 4 月 1 日に旧東部町と旧北御牧村が合併し、新しく東御市となりました。そのため、ごみ処理については旧町村の制度がほぼそのままの形で引き継がれ、処理を行ってきましたが、令和 2 年 12 月 1 日から、ごみ処理施設が 1 つになりました。表 3-1 に東御市のごみ処理施設を示します。

また、図 3-2 及び図 3-3 には、令和 6 年度のごみ処理量を含めた地区別ごみ処理フローを示します。

表 3-1 東御市のごみ処理施設

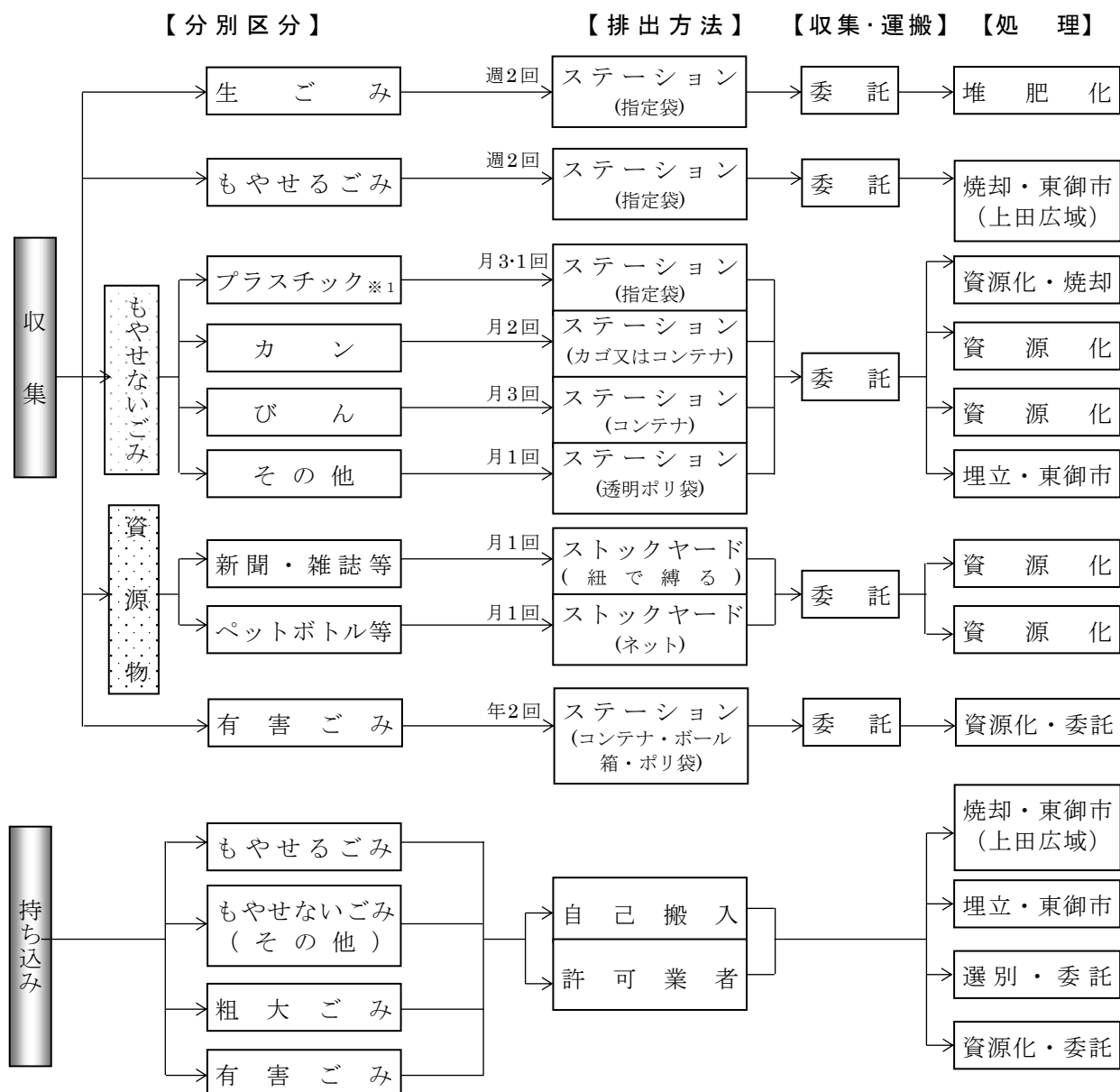
処理形態		処理施設
中間 処理	焼却施設	東部クリーンセンター（上田地域広域連合）
	生ごみリサイクル施設	生ごみリサイクル施設「エコクリーンとうみ」（東御市）
	不燃物処理施設	東御市不燃物処理施設（東御市）
最終 処分	最終処分場	東御市一般廃棄物最終処分場（東御市）

表 3-2 ごみの分け方と収集回数（東御市全域）（令和7年4月1日現在）

場所	分別区分	出せるもの	収集回数
ごみステーション	生ごみ	台所ごみ	週2回
	もやせるごみ	紙くず、木くず、枝葉、皮革類・くつ、布類、その他	週2回
	もやせないごみ（資源ごみ）		
	プラスチック		
	容器包装プラスチック		
	きれいなもの	レジ袋、菓子・パン・衣類品・化粧品の包装、薬の容器、洗剤容器、持ち帰り弁当、プリン・ヨーグルト・シャンプー等の容器など、即席めんカップ、卵パック、キャップ、豆腐・こんにゃく等のトレイ など	月3～4回
	汚れの落ちないもの	容器包装プラスチックで汚れの落ちないもの	月1回 (同じ日に 出す)
	容器包装以外のプラスチック (道具系のプラスチック)	バケツ、ハンガー（プラスチック製）、ホース、プチプチ、ストロー、プラスプーン・フォーク、風呂桶、CD、ビデオテープ、フィルム、歯ブラシ、スポンジ、ひも・PPバンド など	
	カン（飲食品用）	飲料缶、食用缶	月2回
	びん（飲食品用ガラス製）	茶色	月1回 色によって 出す日が異なる
		無色透明	
		その他の色	
	もやせないごみ (その他金物等)	陶器・ガラス（茶わん・コップ、化粧品、割れびんなど）、金属類・主に金属でできたもの（なべ、刃物、炊飯器、自転車、ペンキ缶、ラジオ、レンジの油よけ、洗濯物干ハンガー）、ライター など	月1回
有害ごみ			年2回
乾電池	乾電池・ボタン電池		
蛍光管	蛍光管		
電球・体温計・点灯管等	電球・体温計・温度計・ライター		
ストックヤード (物置)	資源物		
	新聞・雑誌等	新聞紙・広告、雑誌・雑紙・本、ダンボール、衣類等	月1回
	ペットボトル等	ペットボトル、発泡スチロール・トレイ、紙パック	月1回
セクランタン	粗大ごみ・その他		
廃棄物 処理業者	処理できるもの	木のタンス、木の机・イス、じゅうたん、ふとん、引越などの多量のごみ	持ち込み
	処理できないもの	たたみ、剪定枝、電子レンジ、ベッド、フロなど	持ち込み

表 3-3 ごみの出し方と指定袋（東御市全域）（令和 7 年 4 月 1 日現在）

場所	分別区分	排出荷姿	指定袋購入価格	備考
ごみステーション	生ごみ	生ごみ専用袋を大型集積バケツまたは収集袋に入れて出す	家庭系 ・ 10ℓ（10枚入）200円 事業系 ・ 30ℓ（10枚入）350円	事業系は、生ごみリサイクル施設へ持ち込み
	もやせるごみ	指定袋で出す（赤色）	家庭系 ・ M（20枚巻）1,000円 ・ S（20枚巻）700円 ・ 10ℓ（20枚巻）500円 事業系 ・ M（20枚巻）1,700円 ・ S（20枚巻）1,300円	1家庭5個 1事業所 2個まで ステーションに出せる
	もやせないごみ（資源ごみ）			
	プラスチック			
	容器包装プラスチック			
	きれいなもの	指定袋で出す（紫色）	・ M（20枚巻）200円 ・ S（20枚巻）150円	
	汚れの落ちないもの	指定袋で出す（緑色）	10ℓ（10枚巻）100円	
	容器包装以外のプラスチック（道具系プラスチック）	透明ポリ袋で出す（レジ袋は不可）		
	カン（飲食品用）	カゴまたはコンテナに入れる		
	びん（飲食品用ガラス製）			
	茶色	コンテナ（色別）に入れる		
	無色透明			
	その他の色			
	もやせないごみ（その他金物等）	透明ポリ袋で出す（レジ袋は不可）		
	有害ごみ			
	乾電池	コンテナに入れる		
	蛍光管	ボール箱で出す		
	電球・体温計・点灯管	ポリ袋で出す		
ストックヤード（物置）	資源物			
	新聞・雑誌等	ひもで十文字にしばって出す		
	ペットボトル等	ネット袋に入れる		
センター	粗大ごみ・その他			
廃棄物処理業者	処理できるもの		持ち込み（有料） 400円（20kgまで） 200円/10kg（20kg以上）	事業系はもやせるごみ・生ごみのみ
	処理できないもの		持ち込み（有料）	



【※1の詳細】

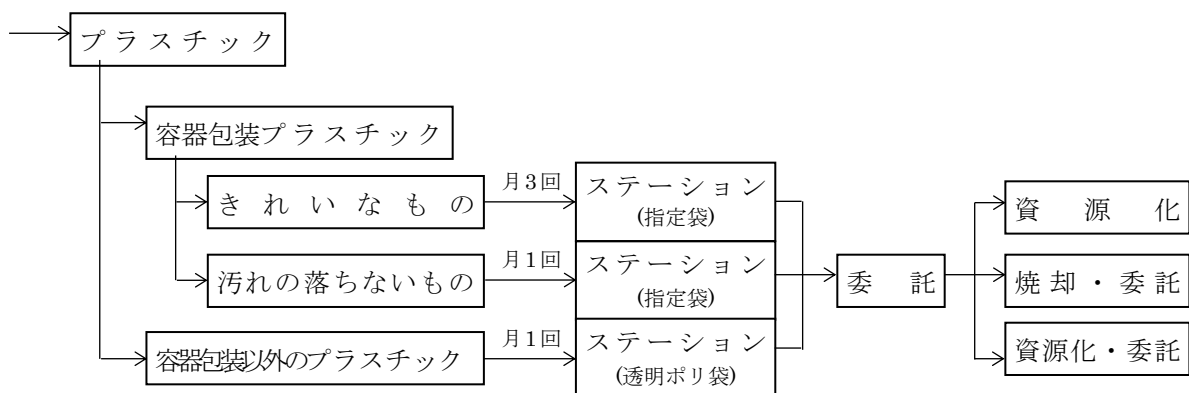


図 3-1 処理フロー（東御市全域（令和7年4月現在））

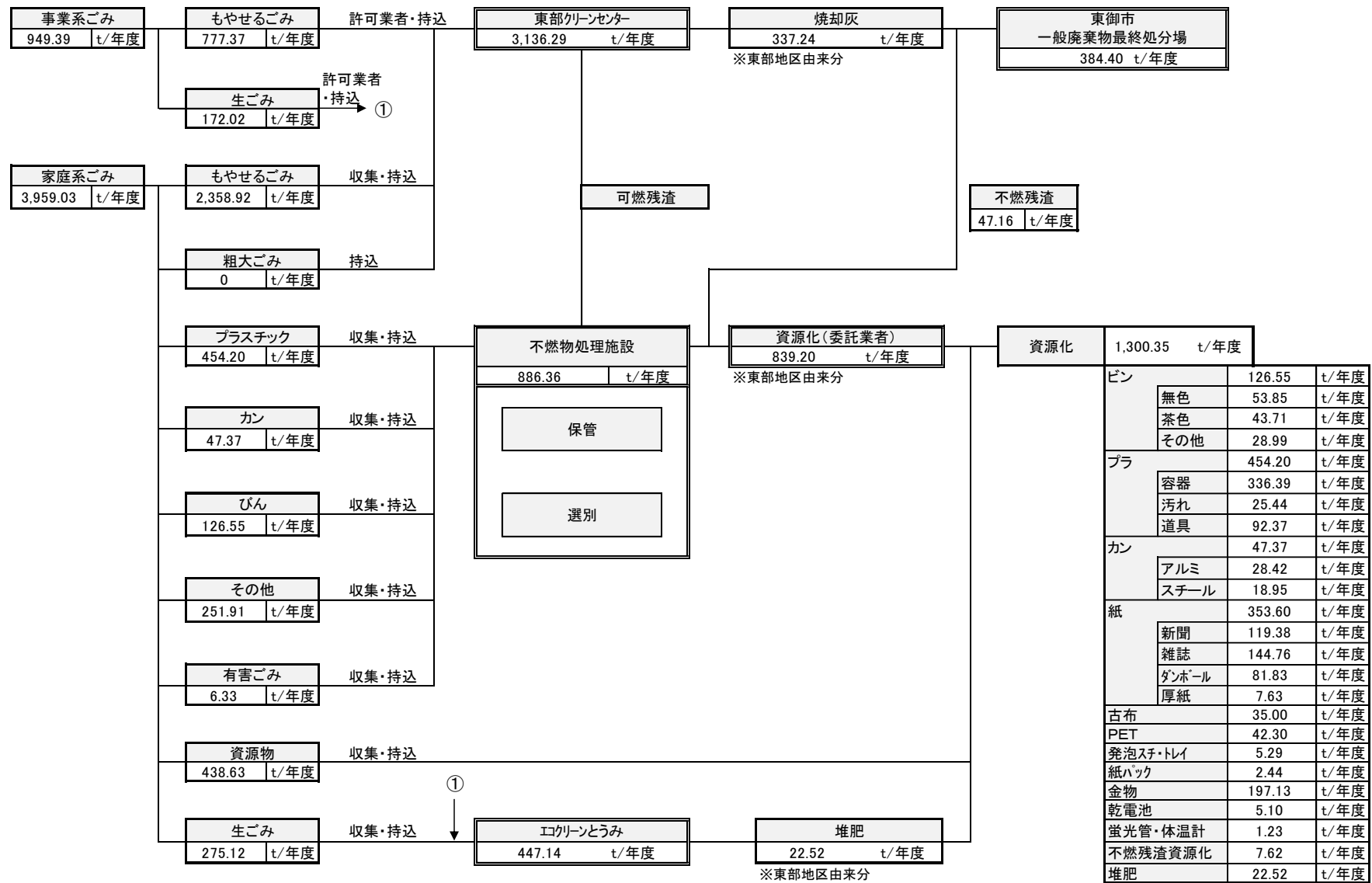


図 3-2 令和6年度のごみ処理フロー（東部地区）

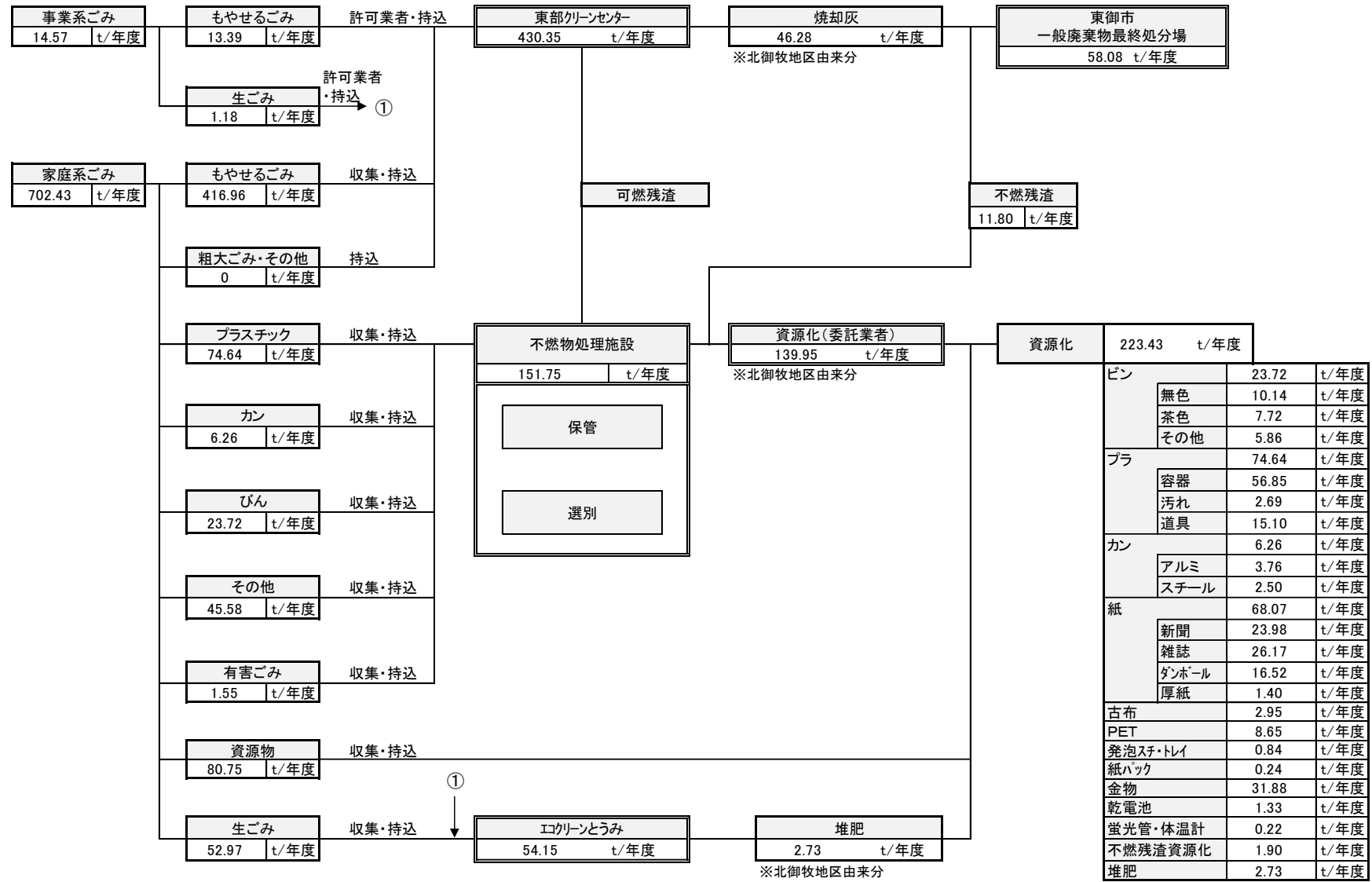


図 3-3 令和 6 年度のごみ処理フロー (北御牧地区)

3.1.2 ごみ処理の実績

(1) ごみ総排出量の推移

ア 東部地区

東部地区におけるごみ排出量の推移を表 3-4 及び図 3-4 に示します。

令和 6 年度のごみ排出量は 4,908.42t であり、そのうち家庭系ごみが 3,959.03t、事業系ごみが 949.39t でした。家庭系ごみは令和 2 年度から令和 6 年度にかけて減少傾向となっており、事業系ごみは増加傾向となっております。

他方、令和 6 年度の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 552.18g、家庭系ごみの 1 人 1 日あたりの排出量は 445.37g となっており、事業系ごみの 1 日あたりの排出量は 2.60t となっています。1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移は、減少傾向で、その中でも家庭系ごみが減少しています。

表 3-4 東部地区におけるごみ排出量の推移

(単位:t/年度)					
年度	R2	R3	R4	R5	R6
人口	25,311	25,103	25,010	24,776	24,354
ごみ総排出量	5,254.25	5,346.83	5,198.76	4,910.63	4,908.42
家庭系ごみ	4,359.22	4,400.72	4,232.36	3,977.22	3,959.03
事業系ごみ	895.03	946.11	966.40	933.41	949.39
人口 1 人 1 日あたりのごみ排出量(g/人・日)	568.73	583.55	569.50	541.53	552.18
家庭系ごみ(g/人・日)	471.85	480.29	463.63	438.60	445.37
事業系ごみ(t/日)	2.45	2.59	2.65	2.55	2.60

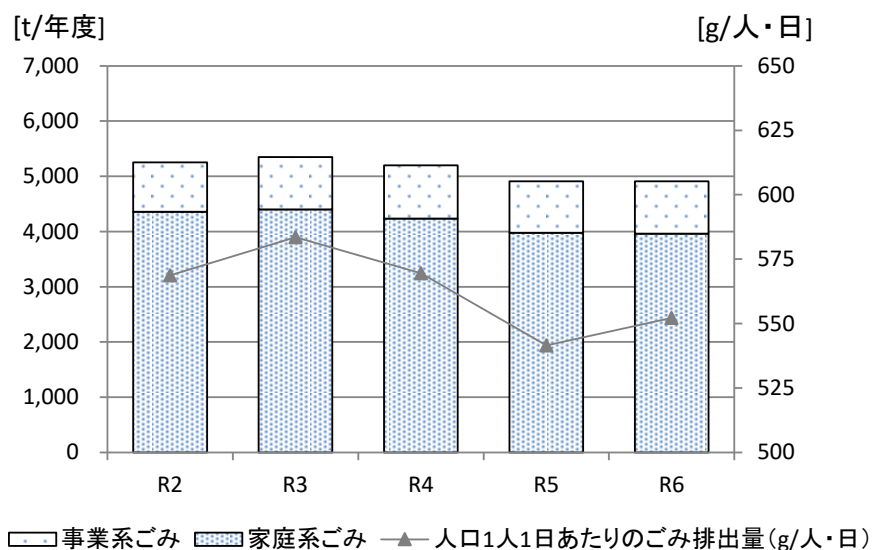


図 3-4 東部地区におけるごみ排出量の推移

イ 北御牧地区

北御牧地区におけるごみ排出量の推移を表 3-5 及び図 3-5 に示します。

令和 6 年度のごみ排出量は 717.00t であり、そのうち家庭系ごみは 702.43t、事業系ごみは 14.55t でした。令和 2 年度から令和 6 年度にかけては、家庭系ごみは減少傾向で令和 3 年度に大幅に減少し、事業系ごみは令和 4 年度に一旦増加しましたが令和 6 年度には令和 2 年度水準に戻っております。

他方、令和 6 年度の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 447.88g、そのうち家庭系ごみは 438.77g となっており、事業系ごみの 1 日あたりの排出量は 0.04t となっています。1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移は、令和 2 年度から減少傾向となっています。

表 3-5 北御牧地区におけるごみ排出量の推移

(単位:t/年度)

年度	R2※	R3	R4	R5	R6
人口	4,652	4,618	4,551	4,523	4,386
ごみ総排出量	840.55	767.17	746.80	705.72	717.00
家庭系ごみ	825.68	750.80	727.54	689.69	702.43
事業系ごみ	14.87	16.37	19.26	16.03	14.57
人口 1 人 1 日あたりのごみ排出量(g/人・日)	495.03	455.14	449.58	426.31	447.88
家庭系ごみ(g/人・日)	486.27	445.43	437.98	416.63	438.77
事業系ごみ(t/日)	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04

※令和 2 年 11 月 30 日北御牧地区のごみの共同処理終了に伴い同年 12 月 1 日から市で一括処理の合計

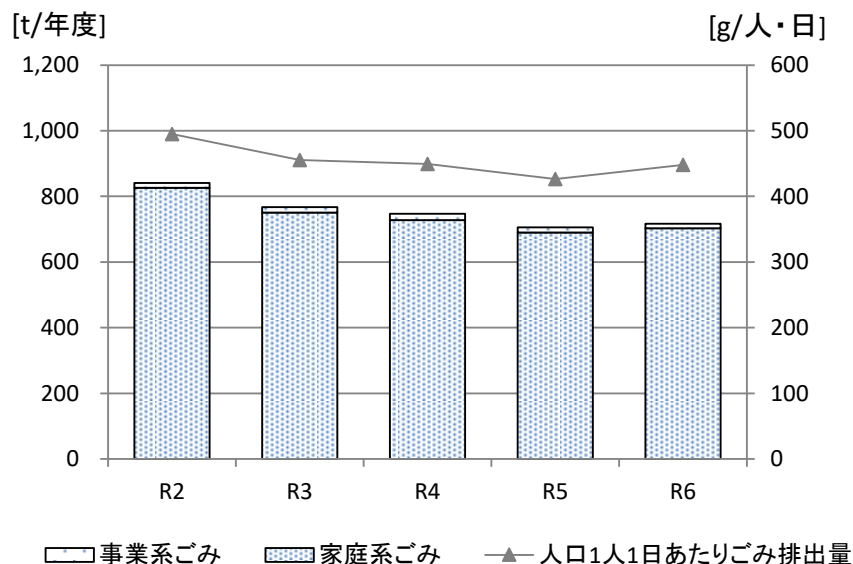


図 3-5 北御牧地区におけるごみ排出量の推移

ウ 本市全体

本市全体におけるごみ排出量の推移を表 3-6 及び図 3-6 に示します。

令和 6 年度のごみ排出量は 5,625.42t であり、そのうち家庭系ごみは 4,661.46t、事業系ごみは 963.96t でした。ごみ排出量は令和 2 年度から令和 6 年度にかけて減少しており、家庭系ごみについては減少傾向となっています。

他方、令和 6 年度の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 536.26g、そのうち家庭系ごみは 444.37g となっており、事業系ごみの 1 日あたりの排出量は 2.64t となっています。1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移は、令和 3 年度から減少傾向で、その中でも家庭系ごみが減少しています。

表 3-6 本市全体におけるごみ排出量の推移

(単位:t/年度)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
人口	29,963	29,721	29,561	29,299	28,740
ごみ総排出量	6,094.80	6,114.00	5,945.56	5,616.35	5,625.42
家庭系ごみ	5,184.90	5,151.52	4,959.90	4,666.91	4,661.46
事業系ごみ	909.90	962.48	985.66	949.44	963.96
人口 1 人 1 日あたりのごみ排出量(g/人・日)	557.29	563.60	551.04	523.75	536.26
家庭系ごみ(g/人・日)	474.09	474.87	459.69	435.21	444.37
事業系ごみ(t/日)	2.49	2.64	2.70	2.59	2.64

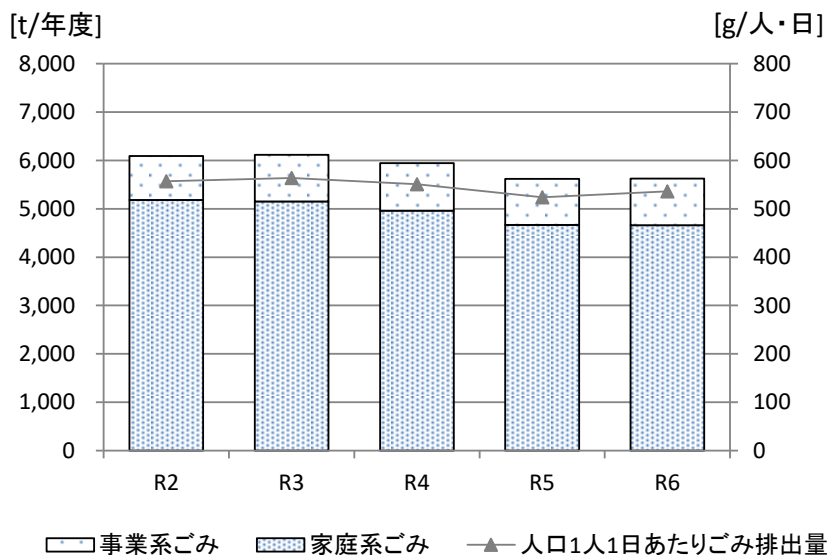


図 3-6 本市全体におけるごみ排出量の推移

(2) 家庭系ごみ排出量の推移

ア 東部地区

東部地区における家庭系ごみ排出量の内訳を表 3-7 及び図 3-7 に示します。

令和 6 年度^{※1}の家庭系ごみ排出量は 3,959.03t であり、令和 2 年度から令和 6 年度にかけて減少しています。家庭系ごみのうち、もやせるごみが全体の約 6 割を占めています。令和 2 年度と令和 6 年度を比較すると、146t 程度減少しています。

表 3-7 東部地区の家庭系ごみ排出量の内訳

(単位:t/年度)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R2 に対する R6 割合 (%)
生ごみ	313.49	306.67	310.87	291.06	275.12	87.8
もやせるごみ	2,505.18	2,519.08	2,438.05	2,314.30	2,358.92	94.2
もやせないごみ	976.96	995.84	953.26	886.35	880.03	90.1
プラスチック	540.41	486.32	481.55	451.42	454.20	84.0
カン	57.48	53.34	50.44	47.35	47.37	82.4
びん	146.17	140.65	137.12	128.77	126.55	86.6
その他	232.90	315.53	284.15	258.81	251.91	108.2
有害ごみ	8.24	8.25	8.25	7.42	6.33	76.8
資源物	555.35	570.88	521.93	478.09	438.63	79.0
新聞・雑誌等 ^{※1}	507.90	521.98	473.84	430.76	388.60	76.5
ペットボトル等 ^{※2}	47.45	48.90	48.09	47.33	50.03	105.4
合計	4,359.22	4,400.72	4,232.36	3,977.22	3,959.03	90.8

※1：古布を含む

※2：発泡スチロール・トレイ、紙パックを含む

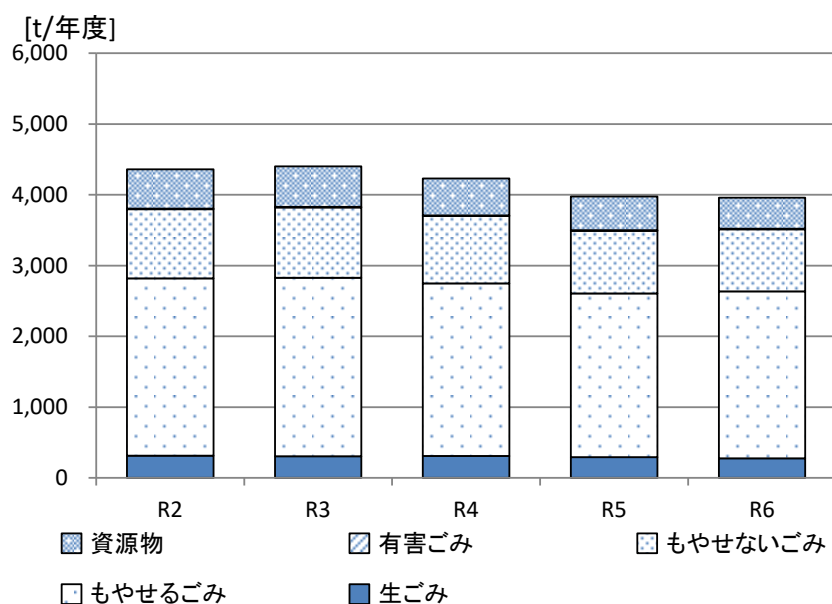


図 3-7 東部地区の家庭系ごみ排出量の内訳

イ 北御牧地区

北御牧地区における家庭系ごみ排出量の内訳を表 3-8 及び図 3-8 に示します。

令和 6 年度のごみ排出量は 702.43t であり、令和 2 年度から令和 6 年度にかけて減少傾向にあります。家庭系ごみのうち、もやせるごみが約 6 割を占めております。カン及びペットボトルを含むプラスチック製品は増加傾向にありますが、その他のごみは、令和 2 年度から減少しています。

表 3-8 北御牧地区の家庭系ごみ排出量の内訳

(単位:t/年度)

年度	R2※4	R3	R4	R5	R6	R2に対する R6 割合(%)
生ごみ※1	21.03	65.29	62.37	52.93	52.97	251.9
もやせるごみ	544.78	409.73	409.23	395.60	416.96	76.5
もやせないごみ	152.94	165.87	159.27	153.39	150.20	98.2
プラスチック	68.33	76.07	76.80	75.14	74.64	109.2
カン	4.53	6.84	6.79	6.32	6.26	138.2
びん	26.48	24.25	24.86	23.72	23.72	89.6
その他	53.60	58.71	50.82	48.21	45.58	85.0
有害ごみ	2.18	2.01	1.60	1.57	1.55	71.1
資源物	104.75	107.90	95.07	86.20	80.75	77.1
新聞・雑誌等※2	95.45	97.83	86.26	77.41	71.02	74.4
ペットボトル等※3	9.30	10.07	8.81	8.79	9.73	104.6
合計	825.68	750.80	727.54	689.69	702.43	85.1

※1：生ごみ分別収集開始 令和 2 年 12 月 1 日～

※2：古布を含む

※3：発泡スチロール・トレイ、紙パックを含む

※4：令和 2 年 11 月 30 日北御牧地区のごみの共同処理終了に伴い同年 1 2 月 1 日から市で一括処理の合計

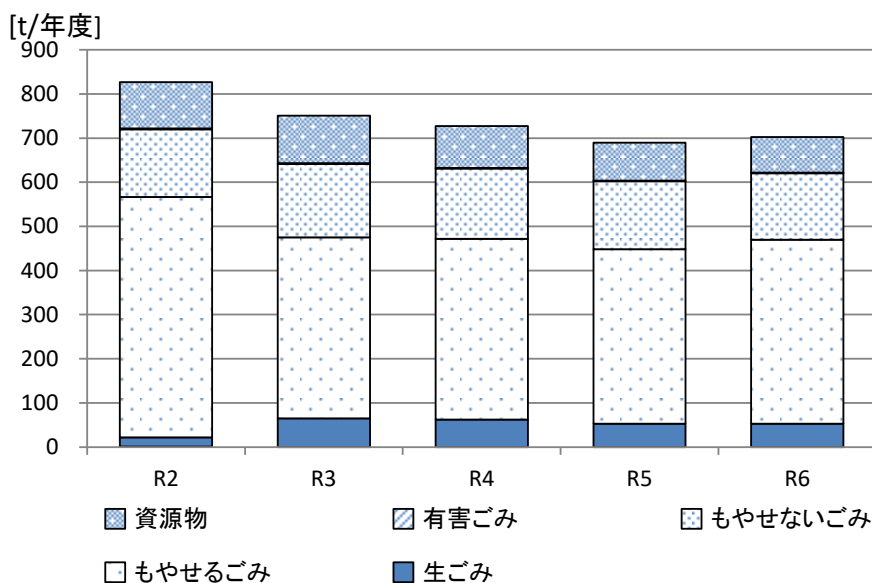


図 3-8 北御牧地区の家庭系ごみ排出量の内

ウ 本市全体

本市全体における家庭系ごみ排出量の推移を表 3-9 及び図 3-9 に示します。

令和 6 年度における家庭系ごみ排出量は 4,661.46t であり、令和 2 年度から令和 6 年度にかけて減少しています。家庭系ごみのうち、もやせるごみが 6 割程度を占め、274t 程度減少しています。

表 3-9 本市全体の家庭系ごみ排出量の内訳

(単位:t/年度)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R2 に対する R6 割合 (%)
生ごみ	334.52	371.96	373.24	343.99	328.09	98.1
もやせるごみ	3,049.96	2,928.81	2,847.28	2,709.90	2,775.88	91.0
もやせないごみ	1,129.90	1,161.71	1,112.53	1,039.74	1,030.23	91.2
プラスチック	608.74	562.39	558.35	526.56	528.84	86.9
カン	62.01	60.18	57.23	53.67	53.63	86.5
びん	172.65	164.90	161.98	152.49	150.27	87.0
その他金属等	286.50	374.24	334.97	307.02	297.49	103.8
有害ごみ	10.42	10.26	9.85	8.99	7.88	75.6
資源物	660.10	678.78	617.00	564.29	519.38	78.7
新聞・雑誌等※1	603.35	619.81	560.10	508.17	459.62	76.2
ペットボトル等※2	56.75	58.97	56.90	56.12	59.76	105.3
合計	5,184.90	5,151.52	4,959.90	4,666.91	4,661.46	89.9

※1：古布、衣類を含む

※2：発泡スチロール・トレイ、紙パックを含む

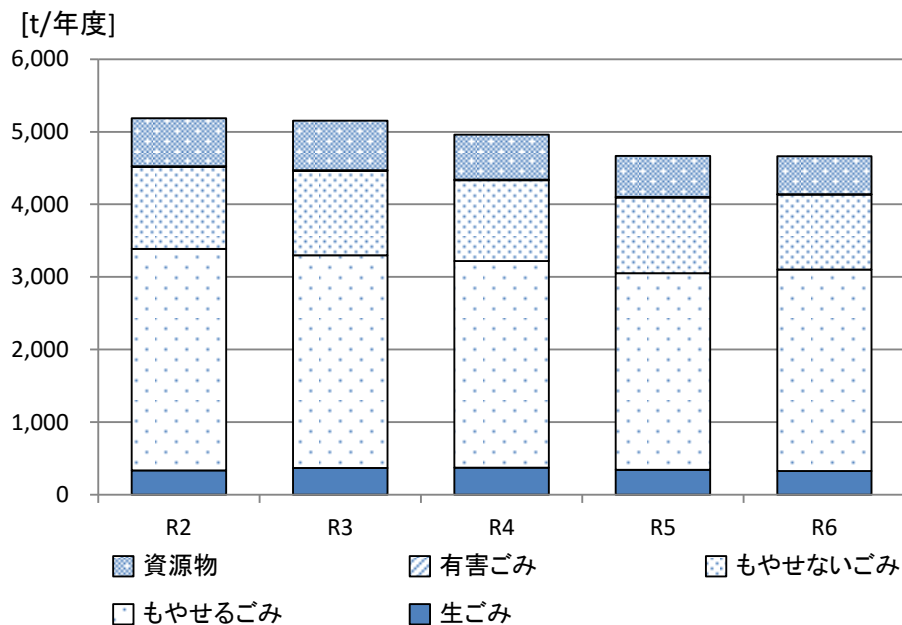


図 3-9 本市全体の家庭系ごみ排出量の内訳

(3) 事業系ごみ排出量の推移

ア 東部地区

東部地区における事業系ごみの排出量を表 3-10 及び図 3-10 に示します。

令和 6 度における事業系ごみ排出量は 949.39t であり、増加傾向となっております。

表 3-10 東部地区の事業系ごみ排出量

(単位:t/年度)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
生ごみ	165.94	165.92	167.11	168.14	172.02
もやせるごみ	729.09	780.19	799.29	765.27	777.37
合計	895.03	946.11	966.40	933.41	949.39

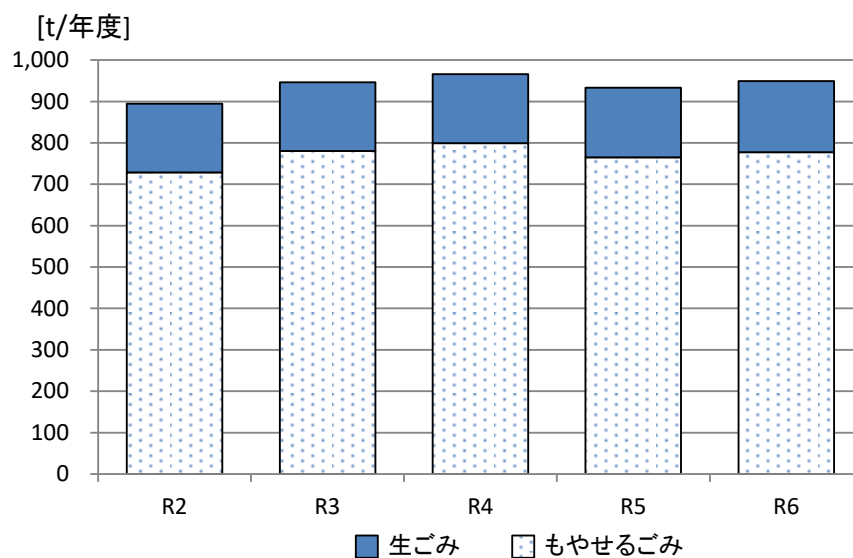


図 3-10 東部地区の事業系ごみ排出量

イ 北御牧地区

北御牧地区における事業系ごみの排出量を表 3-11 及び図 3-11 に示します。

令和 6 年度における事業系ごみ排出量は 14.57t であり、減少傾向となっております。

表 3-11 北御牧地区の事業系ごみ排出量

(単位:t/年度)

年度	R2※2	R3	R4	R5	R6
生ごみ※1	0.12	1.06	1.26	1.22	1.18
もやせるごみ	14.75	15.31	18.00	14.81	13.39
合計	14.87	16.37	19.26	16.03	14.57

※1：生ごみ分別収集開始 令和 2 年 12 月 1 日～

※2：令和 2 年 11 月 30 日北御牧地区のごみの共同処理終了に伴い同年 1 2 月 1 日から市で一括処理の合計

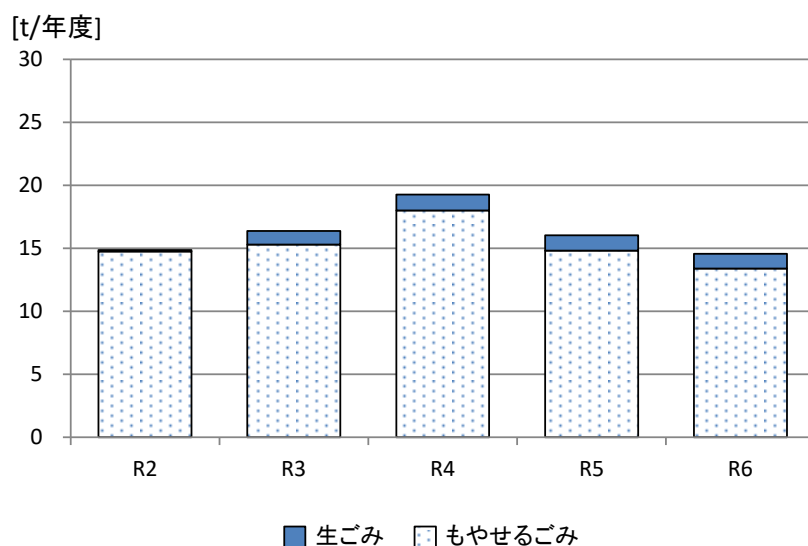


図 3-11 北御牧地区の事業系ごみ排出量

ウ 本市全体

本市全体における事業系ごみの排出量を表 3-12 及び図 3-12 に示します。

令和 6 年度における事業系ごみ排出量は 963.96t であり、増加傾向となっております。

表 3-12 本市全体の事業系ごみ排出量

(単位:t/年度)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
生ごみ	166.06	166.98	168.37	169.36	173.20
もやせるごみ	743.84	795.50	817.29	780.08	790.76
合計	909.90	962.48	985.66	949.44	963.96

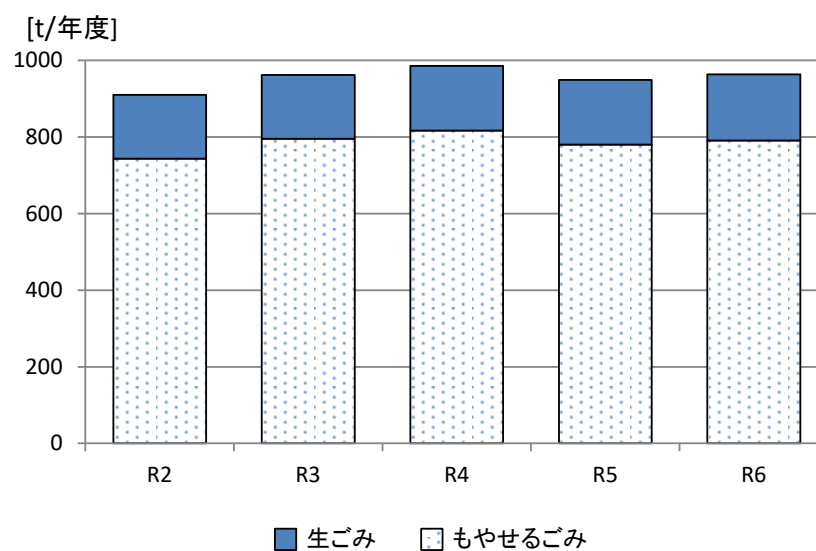


図 3-12 本市全体の事業系ごみ排出量

(4) 中間処理の状況

ア 焼却処理

ごみ焼却施設の概要を表 3-13 に示します。

東部クリーンセンターでは、令和 2 年 12 月から東御市全体のごみが焼却処理されています。

表 3-13 ごみ焼却施設の概要（東御市全域）

項 目	内 容
施 設 名 称	東部クリーンセンター
管 理	上田地域広域連合
所 在 地	長野県東御市田中656-2
敷 地 面 積	3,700m ²
竣 工	平成5年8月（灰固形化施設 平成14年3月）
処 理 能 力	30t/日（15t/日×2炉）
燃 焼 方 式	機械化バッチ燃焼式
炉 形 式	多段扇形ストーカ式
余 熱 利 用 設 備	温水熱交換器（場内給湯）
灰 出 し 方 式	焼却灰：灰バンカ方式 飛 灰：固化物バンカ方式
排 ガ ス 処 理	有害ガス除去装置、バグフィルタ方式

ごみの分別はとても大切です。その一つ目の理由は、ごみの再生利用を促すためです。東御市で収集されるもやせないごみ（資源ごみ）や資源物は、製品の原料へリサイクルされ、新たな製品として利用されています。貴重な天然資源を後世代へ遺すためにも、ごみの分別は大切です。二つ目の理由は、燃やすごみの量を減らし、気候変動への影響を抑えるためです。ごみを燃やす段階でも二酸化炭素を主とする温暖化効果ガスが排出されます。燃やすごみの量を減らし、ガスの発生を抑制するためにも、ごみ分別は重要といえます。

ごみ分別のために私たちができること！

分別区分を把握し、適切にごみを分けること
商品購入時に、分別しやすい製品を選ぶこと

ごみの分別って必要？

イ 本市全体の焼却処理量焼却処理

本市全体における焼却処理量を表 3-14 及び図 3-13 に示します。

令和 6 年度の焼却処理量は 3,566.64t であり、総排出量に対する焼却処理率は 63.40% となっています。焼却処理量は令和 2 年度と令和 6 年度を比較すると 227 t 程度減少しています。

他方、焼却灰も令和 2 年度と令和 6 年度を比較すると 20 t 程度減少しています。

表 3-14 本市全体における焼却処理量

(単位:t/年度)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量	6,094.80	6,114.00	5,945.56	5,616.35	5,625.42
焼却処理量	3,793.80	3,724.31	3,664.57	3,489.98	3,566.64
家庭系ごみ	3,049.96	2,928.81	2,847.28	2,709.90	2,775.88
事業系ごみ	743.84	795.50	817.29	780.08	790.76
焼却灰	403.04	422.82	391.71	363.63	383.52
焼却処理率 (%)	62.25	60.91	61.64	62.14	63.40

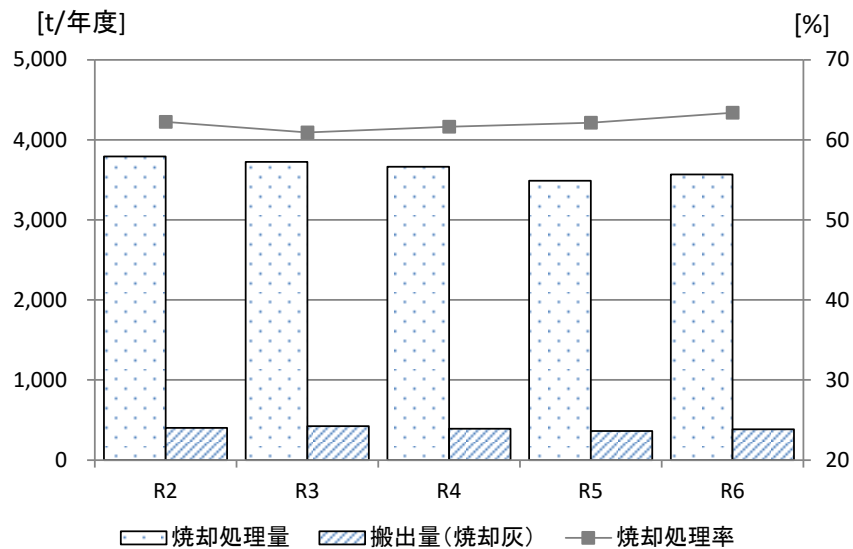


図 3-13 本市全体おける焼却処理量

ウ 不燃物処理

不燃物処理施設の概要を表 3-15 に示します。

東御市不燃物処理施設では、令和2年12月から東御市全体のごみが処理されています。

表 3-15 不燃物処理施設の概要（東御市全域）

項 目	内 容
施 設 名 称	東御市不燃物処理施設
管 理	上田地域広域連合
所 在 地	長野県東御市田中656・2（東部クリーンセンター内）
敷 地 面 積	3,700m ² （東部クリーンセンター内）
竣 工	昭和53年3月
処 理 能 力	10t/日
処 理 方 法	不燃ごみ：選別、資源化 資源缶：選別、資源化 資源びん：一時保管 有害ごみ：一時保管

(7) 本市全体の資源化量

本市全体における資源化量及び資源化率¹を表 3-16 及び図 3-14 に示します。

令和 6 年度の資源化量は 1,523.78t であり、資源化率は 27.09%となっています。資源化量及び資源化率は共に減少傾向にあります。

資源化量及び資源化率が減少した要因としましては、電子化による紙類の使用量の減少、及び民間のリサイクルステーション等への直接持ち込みの増加が主な原因と推察されます。

表 3-16 本市全体の資源化量及び資源化率

(単位:t/年度)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量	6,094.80	6,114.00	5,945.56	5,616.35	5,625.42
資源化量	1,765.58	1,800.09	1,735.24	1,591.00	1,523.78
資源化率 (%)	28.97	29.44	29.19	28.33	27.09

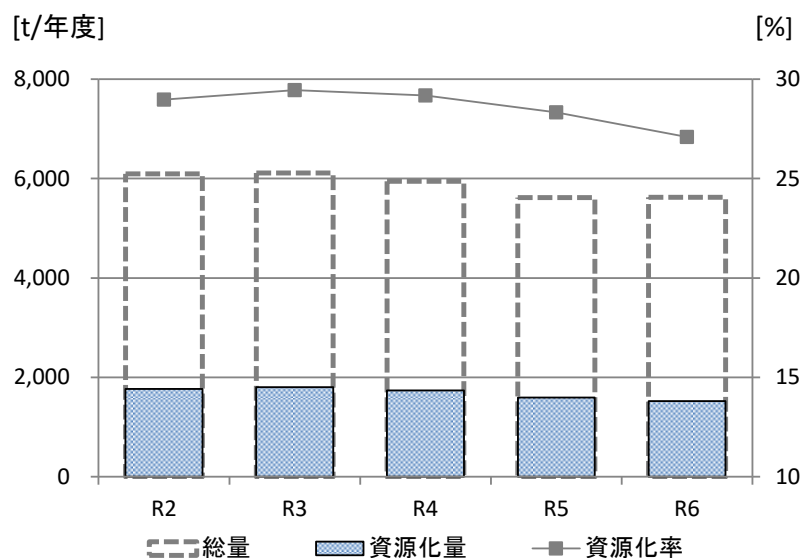


図 3-14 本市全体の資源化量及び資源化率

$$\text{資源化率(\%)} = \frac{\text{資源化量}}{\text{ごみ総排出量}} \times 100$$

¹ 資源化率とは、資源化されたごみの総量のごみの総排出量のうち何%を占めるのかを表したものです。

(5) 最終処分の状況

最終処分場の概要を表 3-17 に示します。

東御市一般廃棄物最終処分場では、令和 2 年 12 月から東御市全体のごみが処理されています。

表 3-17 東御市一般廃棄物最終処分場の概要（東御市全域）

項 目	内 容
名 称	東御市一般廃棄物最終処分場
管 理	東御市
所 在 地	長野県東御市大字加沢字上川原
竣 工	平成8年2月
敷 地 面 積	9,435m ²
埋 立 面 積	5,045m ²
埋 立 容 量	23,786m ³
浸出水処理方式	Ca除去、回転円板、凝集沈殿、高度処理、消毒

ア 本市全体の最終処分量

本市全体における最終処分量及び最終処分率²を表 3-18 及び図 3-15 に示します。

令和 6 年度²の最終処分量は 442.48t であり、その内訳は焼却灰が 383.52t、不燃残渣が 58.96t となっています。最終処分量は減少傾向となっております。

最終処分率は横ばいとなっております。

表 3-18 本市全体の最終処分量及び最終処分率

(単位:t/年度)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ排出量総量	6,094.80	6,114.00	5,945.56	5,616.35	5,625.42
最終処分量	465.22	496.64	421.79	412.47	442.48
焼却灰	403.04	422.82	391.71	363.63	383.52
不燃残渣	62.18	73.82	30.08	48.84	58.96
最終処分率	7.63	8.12	7.09	7.34	7.87

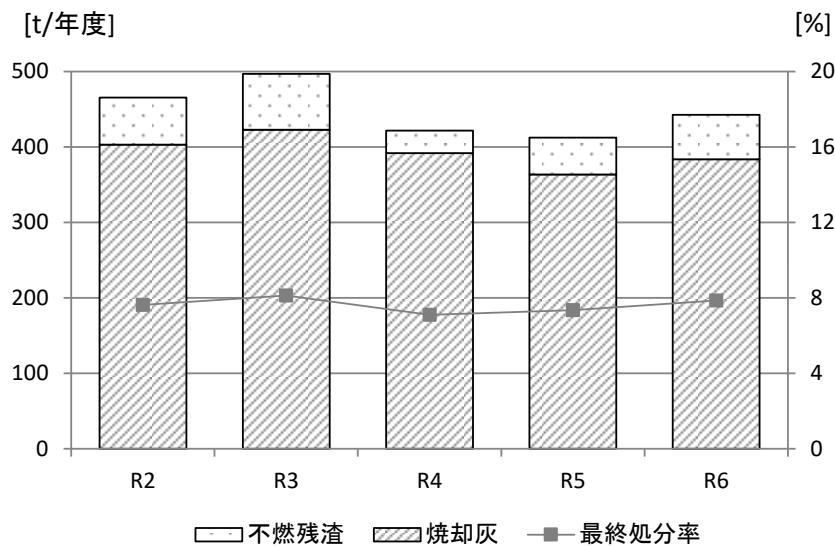


図 3-15 本市全体の最終処分量及び最終処分率

$$\text{最終処分率(\%)} = \frac{\text{最終処分量}}{\text{ごみ総排出量}} \times 100$$

² 最終処分率とは、最終処分場へ埋立てたごみの総量のごみ総排出量のうち何%を占めるのかを表したものです。

3.1.3 ごみの性状

可燃ごみのごみ質分析結果を表 3-19、図 3-16 及び図 3-17 に示します。

可燃ごみの組成割合は、いずれの年度も紙・布類の割合が最も高くなっており、全体の約 50～70%を占める割合で推移しています。これは、可燃ごみの中に資源化可能な古紙類が多く含まれている可能性があることを示しています。次いで、厨芥類、合成樹脂等となっております。厨芥類については、生ごみの分別収集をしておりますが、平均すると 20%台となっております、まだまだ分別可能な資源が含まれている事を示しています。

三成分のうち水分は、令和 2 年度には 40%を超えていましたが、令和 6 年度には 30%ほどまでに減少しており、生ごみの分別収集が少しずつ定着し、ごみの減量や資源化率の向上につながってきていることがうかがえます。

表 3-19 可燃ごみのごみ質分析結果（年度平均）

（単位：%/年度）

年度			R2	R3	R4	R5	R6
見掛比重(kg/m ³)			0.121	0.121	0.122	0.104	0.134
三成分 (100%)	水分		45.3	38.2	34.7	36.7	29.9
	総固形分	可燃分	50.7	56.9	57.8	57.1	64.6
		灰分	4.1	4.9	7.5	6.3	5.6
物理組成 (100%)	紙・布類		68.8	70.6	56.1	65.2	62.6
	木・竹類		4.3	1.4	1.8	3.6	4.0
	合成樹脂・ゴム・皮革		8.1	6.2	4.2	5.3	5.3
	厨芥類		17.0	21.4	32.6	21.1	20.9
	不燃物類		1.9	0.4	5.3	4.8	7.3
	その他		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

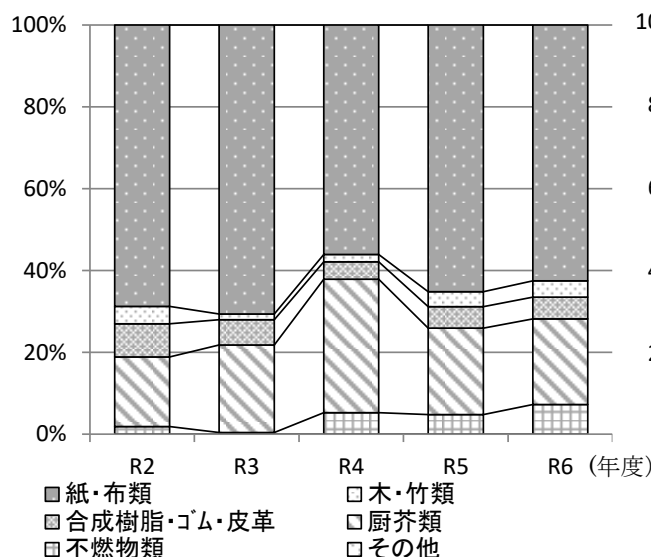


図 3-16 可燃ごみ組成割合（乾ベース）

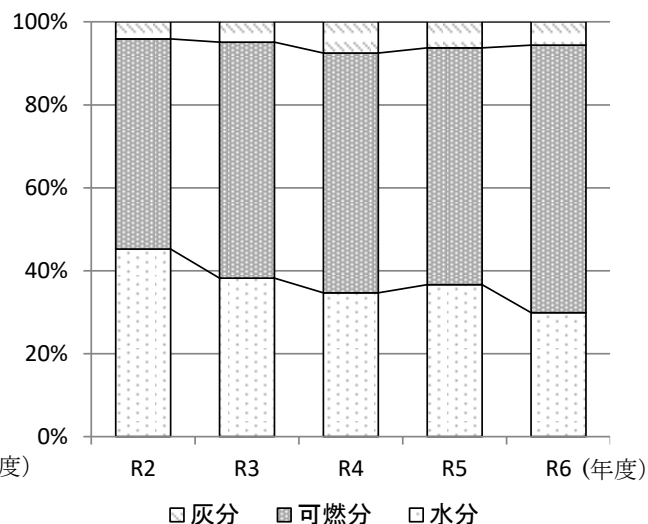


図 3-17 可燃ごみ三成分

3.1.4 ごみ処理に係る温室効果ガス排出量

本市のごみの収集・運搬、焼却処理、施設運営に係る温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）を表 3-20 及び図 3-18 に示します。

令和 6 年度における本市の温室効果ガス排出量は **1,307.15t-CO₂/年度**、1 日 1 人あたり温室効果ガス排出量は **125g/人・日**となっています。温室効果ガス排出量は、焼却処理由来が大部分を占め、31 ページの表 3-14 及び図 3-13 に示したとおり、焼却処理量が少なかった令和 5 年度が最も少なくなっています。

表 3-20 温室効果ガス排出量の推移

年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
収集・運搬	t-CO ₂ /年度	80.32	79.79	81.17	81.19	81.27
中間処理	t-CO ₂ /年度	1,305.36	1,334.56	1,157.77	1,153.98	1,225.88
合計	t-CO ₂ /年度	1,385.68	1,414.35	1,238.94	1,235.17	1,307.15
ごみ t あたり温室効果ガス排出量	kg-CO ₂ /ごみ t	227	231	208	220	232
1 人 1 日あたり温室効果ガス排出量	g-CO ₂ /人・日	127	130	115	115	125

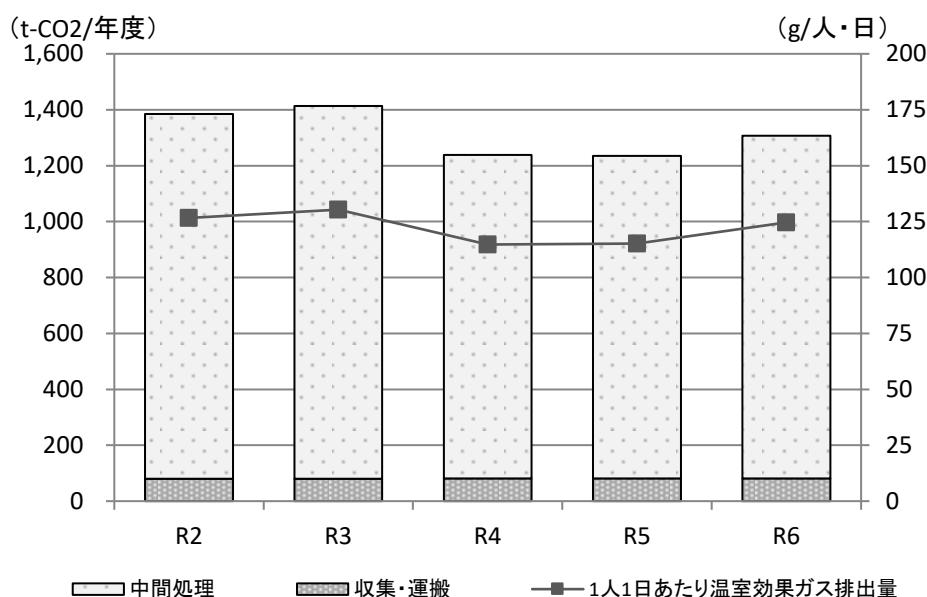


図 3-18 温室効果ガス排出量の推移

3.1.5 ごみ処理に係る経費

本市におけるごみ処理経費の推移を図 3-19 に示します。

本市のごみ処理経費は、委託料や燃料費等の高騰のため、令和 4 年度以降年々増加しています。

また、令和 2 年度から生ごみ処理施設運営経費が含まれています。

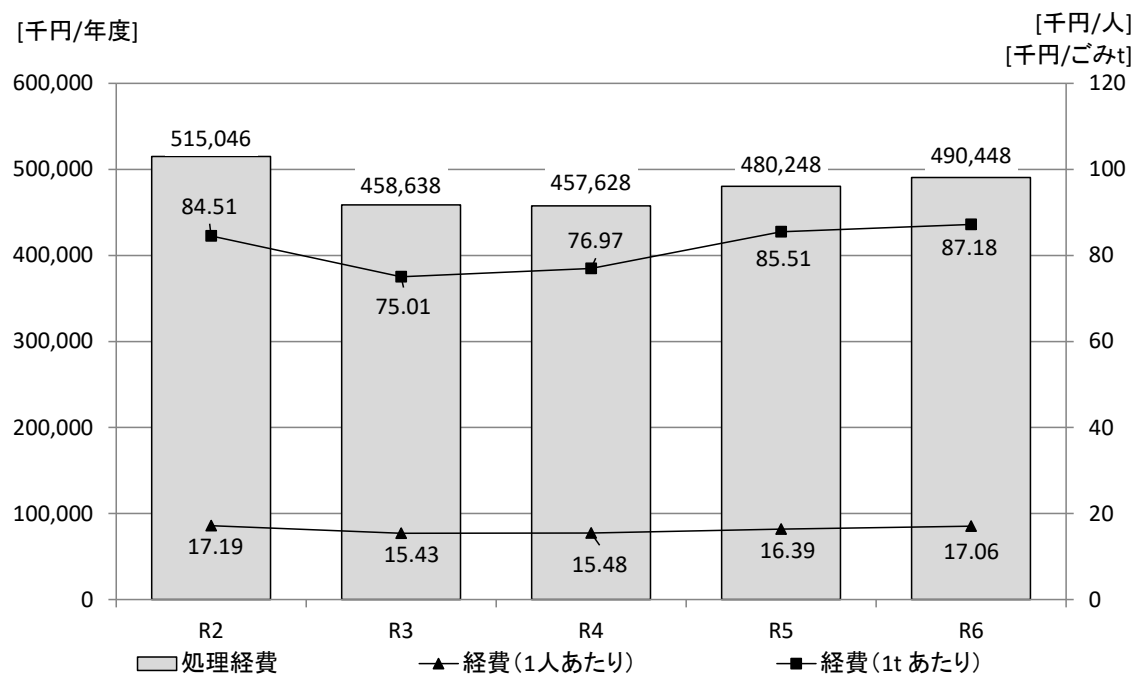


図 3-19 ごみ処理経費の推移

3.1.6 その他ごみ処理に関する事項

(1) 環境審議会

本市では、東御市環境をよくする条例に基づき、東御市環境審議会を設置しています。審議会は学識経験者や各種団体の代表者等で構成され、市民の健康で快適な生活のため、生活環境や自然環境保全について調査審議がなされています。

(2) ごみ減量アドバイザー

本市では、ごみの減量化・リサイクルの推進を目的に、行政と市民のパートナーシップの架け橋となるための人材として、ごみ減量アドバイザーを養成しています。

この制度では、市民の中からごみ問題に関心と熱意のある方を公募し、約一年間アドバイザー養成講座を受講していただきます。制度は平成 14 年度より開始されましたが、現在までに 115 名（受講者）の方が研修を修了し、その多くの方が古布リサイクル班等、4 つの班に分かれ活動しています。

また、ごみ減量アドバイザーは、生ごみリサイクル研究会との発展的統合により、「東御市ごみ減量 3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進委員会（平成 27 年 3 月設立）」を組織し、市と連携しながらごみの減量化 3R 推進活動を行っています。

東御市ごみ減量 3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進委員会

- 連絡・活動支援組織として機能する
- 市の支援を受け、研修会の開催や視察の実施、「エコハウス・とうみ」を拠点に活動を継続する

市の役割

- 養成講座を継続し、アドバイザーを養成
- 養成講座内容の見直し

ごみ減量アドバイザー

古布
リサイクル班

環境・PR班

ごみを減らす
工夫班

生ごみリサイクル班

活動内容

減量・資源化
に関する知識

市民への
普及、指導
個々での減量・
資源化実践



行政への働きかけ
（施策に関わる協力要請等）

古布リサイクル班	: エコバック等古布を活用したリサイクルの実践
環境・PR班	: アドバイザー通信発行・保育園での寸劇等による分別等の啓発活動
ごみを減らす工夫班	: エコキャップ集め、リサイクル品づくり
生ごみリサイクル班	: ダンボール堆肥の推進等

図 3-20 ごみ減量アドバイザーの体系図

(3) 「エコハウス・とうみ」

東部クリーンセンター内に設置されている「エコハウス・とうみ」は、ごみ減量アドバイザーの活動拠点になっているとともに、東御市におけるごみ減量・3R推進の発信元になっています。

(4) 災害廃棄物対策

災害発生後のごみ、し尿の適正なごみ処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となります。本市では、東御市地域防災計画の中で、災害時に発生した廃棄物の処理について計画を立てています。同計画では、災害発生時の廃棄物対策として、市及び住民が実施する対策を定めています。また、本市だけでの処理が困難な場合には、広域的な応援の要請を行うこととしています。なお、環境省は、各自治体での「災害廃棄物処理基本計画」の策定を求めている、**当市では、令和5年4月に「東御市災害廃棄物処理計画」を策定しました。**

市及び住民が実施する対策は以下のとおりです。

ア 市の実施対策（一部抜粋）

- ・ 災害廃棄物の発生量及び見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等を把握するとともに、県へ報告する。
- ・ 臨時雇い、機材リース等の措置を講じて、廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- ・ 必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。
- ・ 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については、可能な限り早期の収集に努める。
- ・ 粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。
- ・ 被災状況に応じてできる限り平時の分別区分による収集に努める。

イ 住民が実施する対策

住民は、災害時に発生したごみを市が指定した場所に搬入する。その搬入に当たっては、分別区分等市が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力するものとする。

(5) 小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）の拠点回収

スマートフォン、ノートパソコン、モバイルバッテリー、電動工具などに広く使用されている小型充電式電池（リチウムイオン電池等の二次電池）は、過度な力加わることによって発熱・発火する恐れがあり、全国各地でごみ収集車やごみ処理施設の火災原因となっています。

こうした事故を未然に防ぎ、適切なリサイクルを推進するため、令和7年8月1日から拠点（東御市役所生活環境課及び東部クリーンセンター）での回収を開始しました。

3.1.7 国・県・近隣市町村の動向

(1) 国の動向

国は循環型社会を形成するための施策を総合的かつ計画的に進めるため、循環型社会形成推進基本法に基づき、「循環型社会形成推進基本計画（以下、「循環基本計画」という。）」を定めています。循環基本計画は、2003年3月に第一次計画が策定され、現在の第5次循環基本計画は、これまでの廃棄物対策中心の考え方から、経済活動全体に資源の循環を組み込む「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を国家戦略として強力に推進しています。

また、廃棄物処理法に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号、最終改正令和7年2月18日環境省告示第43号）」が定められており、ごみ排出量や最終処分量等に対して取組指標が掲げられ、廃棄物の適正処理を前提としつつ、経済活動全体で資源を循環させる「循環経済」への転換を図ることとしています。

(2) 長野県の動向

長野県では「長野県総合5か年計画しあわせ信州創造プラン3.0」の地球環境を保全する中で、良好な生活環境保全の推進等の施策展開が掲げられ、パートナーシップにより清らかで豊かな水環境と清浄な大気環境が保たれ、良好な生活環境の維持を推進しています。

また、計画の中で、令和7年度までに1人1日当たりの一般廃棄物排出量を790g以下とする目標を掲げ、ごみ減量推進事業として取り組んでいます。以降の目標については、令和8年度からの第6期長野県廃棄物処理計画の策定の中で示される予定です。

さらに、一般廃棄物の排出抑制や適正処理に向けて、以下の取り組みが行われています。

- ・「残さず食べよう！30・10運動」の普及による食品ロスの削減など、ごみの減量化や発生抑制の促進
- ・多様な主体が広域的に連携し、廃棄物を適正な規模で資源として循環させる「地域循環圏」の構築
- ・多量排出事業者および準多量排出事業者の廃棄物の処理計画に対する、制度の周知と、処理計画の策定・実施に関する指導を行い、排出事業者における発生抑制などの計画的な取組の支援

なお、「長野県廃棄物処理計画（第五期）」では、廃棄物等の発生抑制、循環的利用、適正処理の推進を目的として、総排出量、1人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分率に関する数値目標が設定されています。

(3) 近隣市町村の動向

広域連合の構成市町村が広域化計画で掲げている減量化・資源化へ向けての取り組み内容を表 3-21 に示します。

減量化・資源化へ向けた取り組みでは、各市町村とも生ごみの減量化・堆肥化を推進しています。また、小中学校や保育園等での生ごみ減量化・資源化の取り組みを進めています。

長野県内では、生ごみの堆肥化推進に取り組む市町村が多く、駒ヶ根市、塩尻市、軽井沢町及び木曽町等 60 以上の市町村が、生ごみ処理機器等の購入補助やダンボールコンポストの普及・啓発といった形で生ごみの堆肥化推進に取り組んでいます。

表 3-21 減量化・資源化へ向けた取り組み内容

市町名	取り組み内容
上田市	生ごみの資源化による減量化の推進
	生ごみ減量化・堆肥化機器の普及拡大
	剪定木等草木類の資源化の推進
	古着の回収
	保育園での生ごみ堆肥化の推進、ごみ減量化・資源化の啓発
	ごみ減量化・資源化の啓発
長和町	生ごみ堆肥化施設による減量化の推進
	生ごみ堆肥化機器の普及拡大
	ごみ減量化・資源化の啓発
	剪定枝等草木類の資源化の推進
青木村	小中学校・保育園での生ごみの堆肥化等減量化の推進
	生ごみ堆肥化機器の普及拡大
	ごみの減量化・資源化の取組
	ごみ減量化・資源化の啓発
	剪定木等草木類の資源化の推進

出典：上田地域広域連合ごみ処理広域化計画（令和 3 年 2 月）

3.2 ごみ処理の課題

3.2.1 全国・県・近隣市町村との比較

(1) ごみ排出状況の比較

令和5年度の本市と全国・県・近隣市町村のごみ排出状況を表 3-22 に示します。

本市のごみ排出状況については、長野県が全国トップレベルにごみ排出量が少ない中、県下19市中一番少ない状況にあります。1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は全国平均の約73%となっています。また、資源化率は28%と高い水準にあり、ごみの多くが資源化されていることを示しています。

表 3-22 本市と全国・県・近隣市町村のごみ排出状況の比較（令和5年度）

区分 \ 各主体	単位	東御市	上田市	小諸市	駒ヶ根市	中野市	大町市	長野県	全国
総人口	人	29,299	152,002	41,562	31,713	42,633	25,798	2,028,950	125,068,896
ごみ総排出量	t/年度	5,616	40,580	11,378	7,385	11,394	8,254	571,686	38,974,270
1人1日あたり のごみ排出量	g/人・日	524	729	748	636	730	874	770	851
家庭系	g/人・日	435	511	557	448	514	655	518	592
事業系	g/人・日	89	219	191	189	217	219	252	259
焼却量	t/年度	3,490	32,198	7,333	5,968	10,158	6,692	465,837	31,591,309
資源化量	t/年度	1,591	10,299	2,268	1,748	1,718	1,390	125,931	7,633,479
資源化率	%	28	25	20	24	15	17	22	20
最終処分量	t/年度	412	1,497	829	254	545	860	23,325	3,156,322
最終処分率	%	7	4	7	3	5	10	4	8

東御市以外の出典：令和5年度 一般廃棄物処理実態調査（環境省）

(2) ごみ処理経費の比較

令和5年度の本市と全国・県・近隣市町村のごみ処理経費を表 3-23 に示します。

本市のごみ処理経費は、1年間で1人あたり16千円となっており、その費用は近隣市町村や県と比べ、高い傾向にあります。この要因の一つは、本市が環境問題へ配慮し、資源化の推進に注力していることです。資源化には、収集・運搬費や業者への委託費が必要となり、その費用は焼却処理よりも高くなる傾向にあります。また、本市は生ごみ処理施設も運営しているためごみ処理経費は、他地域と比較し高い結果となっています。

表 3-23 本市と全国・県・長野圏域市町のごみ処理経費の比較（令和5年度）

各主体 区分	単位	東御市	上田市	小諸市	駒ヶ根市	中野市	大町市	長野県	全国
総人口	人	29,299	152,002	41,562	31,713	42,633	25,798	2,028,950	125,068,896
ごみ処理経費	千円	480,248	1,270,162	507,080	149,903	94,337	177,951	27,108,319	2,291,157,513
1人あたりの ごみ処理経費		16	8	12	5	2	7	13	18

東御市外の出典：令和5年度 一般廃棄物処理事業実態調査票（環境省）

生ごみを減量しよう！

野菜くずや食べ残し等の生ごみは、その多くが水分で、約600gの生ごみの水切りをすると、約100g減量ができるといわれています。生ごみの水をよく切ることは、衛生面にも良く、またごみを収集・運搬する際やごみを燃やす際の効率改善にも繋がります。

生ごみ減量のために私たちができること！

- 一つ目、食品ロスが出ないように、計画的な買い物や料理を心がけましょう
- 二つ目、生ごみを捨てる時には、しっかり水を切りましょう
- 三つ目、生ごみを堆肥化しましょう

（東御市では、生ごみの減量・資源化に取り組む市民に対して、『生ごみ処理機器設置補助金制度』を設けています。詳しくは東御市HPをご覧ください。）

3.2.2 各目標数値の達成状況

(1) 国及び県の目標値の達成状況

国の循環基本計画や長野県の総合 5 か年計画等で掲げられている目標値と本市におけるそれら目標値の達成状況を表 3-24 に示します。

本市の令和 6 年度におけるごみ排出実績では、国の循環基本計画・廃棄物処理法の基本方針及び長野県総合 5 か年計画の各目標値において達成されている状況です。

表 3-24 国及び県における目標値と本市の達成状況

項目	設定 機関	指標	基準年度	目標年度	目標値	目標値達成状況				備考
						基準年実績	目標値	R6(2024)年度 実績	○・×	
排出量	国	排出量	R4 (2022)	R12 (2032)	令和4年度比 約9%削減	5,945.56t	5,410.46t	5,625.42t	×	第五次循環型社会形成推進計画 (令和6年8月) 廃棄物処理法の基本方針 (令和7年環境省告示第6号)
		1人1日あたりの家庭系ごみ (集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量)	R4 (2022)	2030	478g	295.85g	478g	293.73g	○	
		1人1日当たりごみ焼却量	R4 (2022)	R12 (2032)	約580g	339.63g	約580g	340.00g	○	
	県	総排出量	R2 (2020)	R7 (2025)	583千t	－	－	－	－	長野県廃棄物処理計画(第5期)
		1人1日あたりのごみ排出量	R2 (2020)	R7 (2025)	790g	557.29g	790g	536.26g	○	
利再 用生	国	再生利用量割合	R4 (2022)	R12 (2032)	約26%	29.19%	約26%	27.09%	○	廃棄物処理法の基本方針 (令和7年環境省告示第6号)
	県	リサイクル率	R2 (2020)	R7 (2025)	20.0%	28.97%	0.20%	27.09%	○	長野県廃棄物処理計画(第5期)
処最 分終	国	最終処分量	R4 (2022)	R12 (2032)	令和4年度比 約5%削減	421.79t	400.70t	442.48t	×	廃棄物処理法の基本方針 (令和7年環境省告示第6号)
	県	最終処分量	R2 (2022)	R7 (2025)	47千t	－	－	－	－	長野県廃棄物処理計画(第5期)

(2) 前計画の目標値の達成状況

前計画で掲げられた本市全体における目標値の達成状況を表 3-25 に示します。

本市全体では、焼却処理量の削減および資源化率について、目標の達成には至っていません。生ごみなどの分別収集や、ごみの減量化に向けた啓発活動に一層力を入れていく必要があります。

表 3-25 目標値の達成状況（本市全体）

項目	単位	前計画目標値		実績値	目標達成状況 ○: R7目標達成、× 未達成	
		令和7年度	令和12年度	令和6年度		
焼却処理量	t	3,445	3,400	3,566.64	×	目標値 +121.64t
資源化率	%	29	29	27.09	×	目標値 -1.91%

3.2.3 課題の整理

(1) ごみの排出

- ・ 本市のごみ総排出量及び 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、減少傾向で推移しています。
- ・ 本市におけるごみ 1 人 1 日あたりごみ排出量は、全国・長野県下、近隣自治体と比べて少ないですが、1 人 1 日あたりごみ排出量が増えないようごみの減量化を推進する施策を継続していく必要があります。

(2) ごみの分別と資源化

- ・ 平成 29 年度から生ごみ分別収集を開始したものの、本市の資源化率は、紙類等資源物の減少により令和 2 年度以降減少傾向にあります。
- ・ 本市の 1 人 1 日あたりごみ排出量は、令和 2 年度と比べ減少傾向で推移していますが、啓発活動により更なる減量化に努める必要があります。
- ・ もやせるごみの量は生ごみ分別収集の開始により大幅な減少傾向で推移しておりますが、今後も、もやせるごみから生ごみを分別し協力率を上げるとともに、資源化可能な紙類等の分別の徹底に努める必要があります。

(3) ごみの最終処分

- ・ 令和 2 年度と比較して、最終処分量は減少傾向で推移しています。最終処分場の延命化を図るためには、焼却灰や不燃残渣など、最終処分場へ埋立てられる廃棄物の抑制に向けた取り組みが求められます。

(4) ごみ処理経費

- ・ 本市のごみ処理経費は全国や長野県、近隣市町村と比較して高い傾向となっておりますが、生ごみの堆肥化等資源化への取り組みを積極的に行っているためであります。
- ・ 不燃物処理施設は竣工より 47 年が経過しており、修繕費等の増加に伴い、維持管理費も今後さらに増大することが懸念されます。そのため、施設の更新等含めた今後の対応について検討する必要があります。

(5) 広域化の課題

- ・ 上田地域広域連合では、統合クリーンセンター（資源循環型施設）の整備に向け、清浄園用地を建設地と決定しましたが、新しい焼却施設が令和 13 年度に整備されるまでは安定的なごみ処理を継続していく必要があります。
また、同施設の稼働に向け、ごみの搬入方法や、ごみの出し方等の検討を行うとともに、東部クリーンセンター跡地の利用についても検討を進める必要があります。

3.3 ごみ処理基本計画

3.3.1 基本理念・方針

(1) 基本理念

本市では、ごみ減量化運動やごみ減量アドバイザーの養成による市民の意識向上と生ごみリサイクルシステムの**定着**を通して、ごみの排出抑制・資源化へ取り組んできました。その結果、本市の1人1日あたりのごみ排出量は全国平均や類似自治体と比べて、少ない排出量を維持しています。

今後、さらに循環型社会の形成を推進するためには、市民や事業者、行政が連携して、ごみ処理体制をより強化していく必要があります。

本市は古くから自然に恵まれ、個性豊かな文化を育んできました。これからも自然と調和した住みよいまちを維持していくために、本計画における基本理念を以下のように定め、ごみ問題に取り組んでいきます。

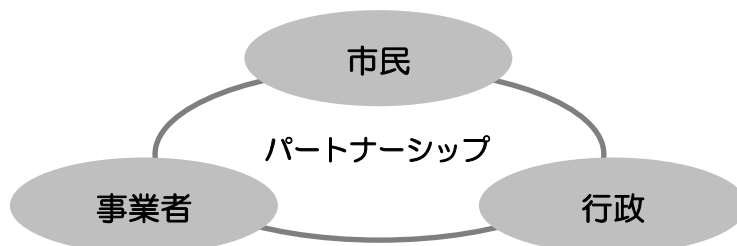
自然との調和を目指す循環型都市 とうみ

循環型社会とは？

循環型社会とは、①製品等がごみとなることを防ぎ、②発生したごみはできるだけ資源として適正に利用し、③利用が難しいごみは環境へ負荷をかけないよう、適性に処理することにより実現される社会とされています。

『循環型都市 とうみ』を目指すために私たちができること！

- 一つ目、ごみを発生させないような製品の購入や製品の製造方法を意識すること
 - 二つ目、燃えるごみとして捨てていた紙やプラスチック類を適切に分別すること
 - 三つ目、有害ごみの分別やごみ処理施設の適正な管理を徹底すること
- 市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、協働で取り組むことが大切です。



(2) 基本方針

基本理念の実現へ向け、基本方針を以下のとおり定め、施策を実施していきます。

また、図 3-21 には基本理念の実現へ向けた体系図を示します。

基本方針 1：ごみの排出抑制と 3 R の推進による循環システムの構築

ごみの減量化及び資源化へ向け、生ごみの堆肥化推進やごみ減量アドバイザーの養成及び活動支援に取り組んでいきます。また、市民及び事業者のごみ減量化に対する理解を深めるため、環境教育等、普及啓発活動の実施及び支援も推進していきます。

- 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
 - ・ プラスチック削減運動などのキャンペーンの実施
 - ・ **食品ロスの削減** } リデュース
 - ・ 生きびん（リターナブルびん）の使用拡大
 - ・ 修理による再利用の促進
 - ・ 生ごみの堆肥化推進
 - ・ 剪定木等、草木類の資源化の推進
 - ・ リサイクル事業者同士の連携強化
- } リユース
-
- } リサイクル
- 環境教育等、普及啓発活動の実施及び支援
 - ・ ごみ減量アドバイザーの養成・支援
 - ・ ごみ減量化・資源化に関する市民の取り組み推進及び支援
 - ・ ごみ減量化・資源化に関する啓発活動の充実
 - ・ 地域に根ざした減量化・資源化運動の推進
 - ・ 学校教育や**出前講座を通じた**ごみ問題に関する啓蒙の充実
 - ・ ごみの減量化・資源化へ向けた事業者の取り組みへの支援

基本方針 2：効率的かつ適正なごみ処理体制の構築

ごみ処理の安定性を保ちつつ、処理過程における環境負荷やそれに係るコスト削減を目指すため、ごみの収集・運搬から最終処分までの処理体制を適宜見直し、整備していきます。

- ごみの収集・運搬
 - ・ 小売店などによる**資源**回収の充実
 - ・ 分別収集に関する意見交換会の実施
 - ・ 事業者による分別の徹底推進
- ごみ処理施設の整備
 - ・ 中間処理施設の整備の推進
 - ・ 最終処分場の延命化と整備
- 不法投棄対策
 - ・ 普及啓発、パトロールの実施
 - ・ 不法投棄者への厳正対処
 - ・ 不法投棄防止対策設備の設置

自然との調和を目指す循環型都市 とうみ

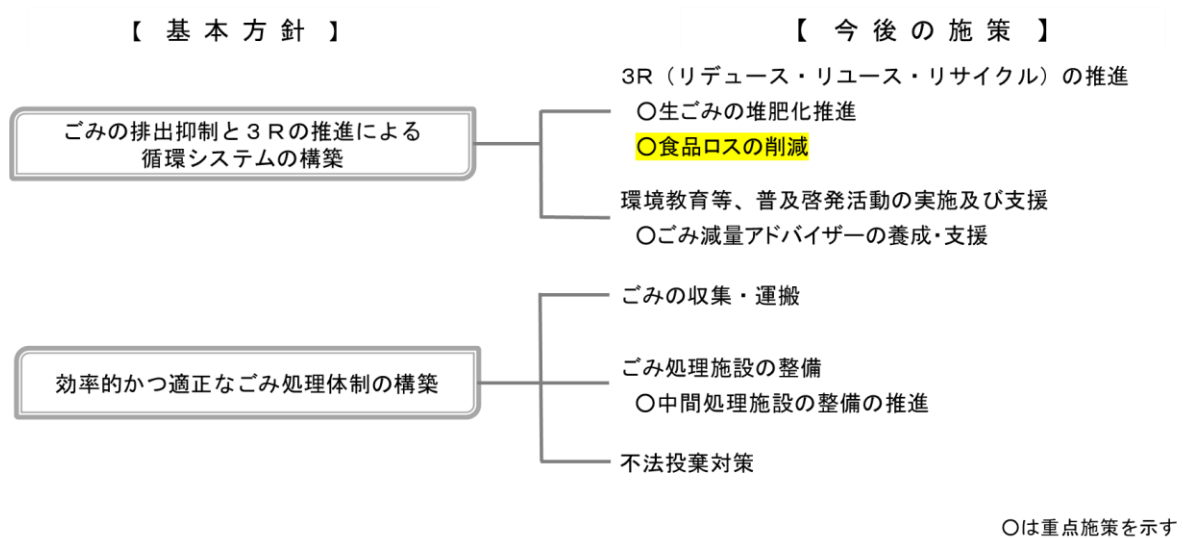


図 3-21 施策体系図

3Rってなんだろう？

3Rとは、「Reduce・Reuse・Recycle」の頭文字を取って作られた言葉で、日本語では、「発生抑制・再利用・再生利用」と言います。

それぞれの意味は、

- 発生抑制 : ごみを発生させないこと
- 再利用 : 製品を捨てずに、繰り返し使用すること
- 再生利用 : ごみを原料に戻し、新たな製品として利用すること

であり、3つの中では発生抑制（Reduce）が最優先に取り組まれることとされています。

3Rのために私たちにできること！

- 発生抑制のためには、水筒を使って飲み物を持ち歩いたり、食べ残しをなくすこと
- 再利用のためには、壊れたものを修理したり、不要なものを譲ること
- 再生利用のためには、PET ボトルや缶などを適切に分別すること

3.3.2 目標値

本市のごみ処理に関する目標値を以下のとおり定め、基本理念の実現へ向け、取り組んでいきます。

(1) 焼却処理量

家庭系ごみ、事業系ごみを合わせた焼却処理量を令和 12 年度に **3,328t** とすることを目指します。

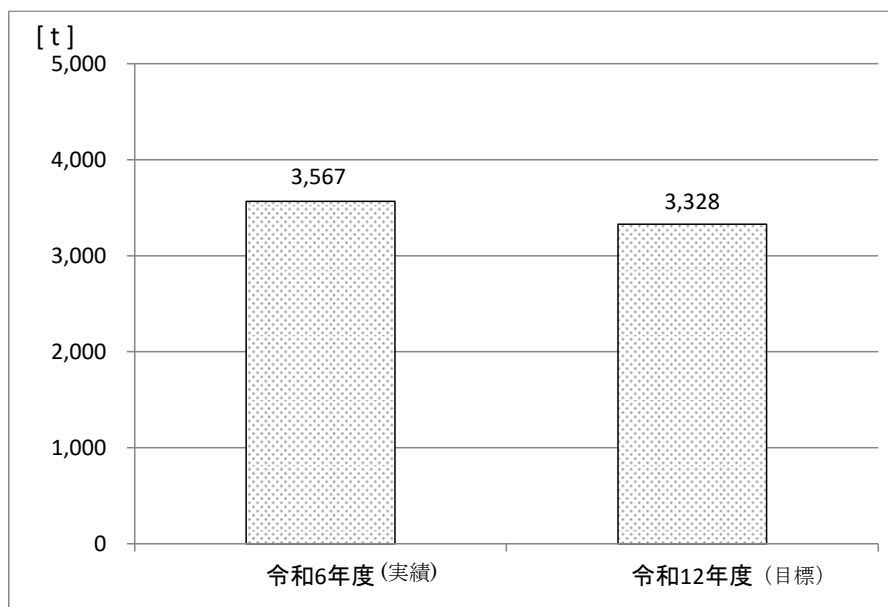


図 3-22 焼却処理量に対する目標値

(2) 資源化率

資源化率を令和 12 年度まで **28%以上** に増加させることを目指します。

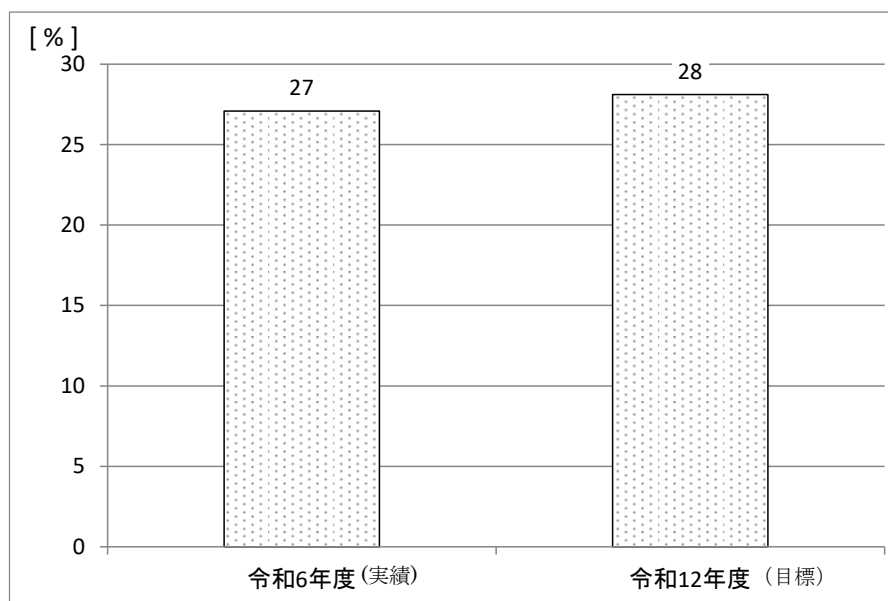


図 3-23 資源化率に対する目標値

3.3.3 市民・事業者・市の役割

基本理念の実現や目標値の達成には、市民・事業者・行政の三者が協働し、それぞれの役割を果たすことで3Rを推進していく必要があります。目標値に三者の役割を示します。

表 3-26 三者の役割

対象	役 割 内 容
市民の役割	- 物を大切に使い、商品購入時には、ごみとなるような環境に負荷をかける商品の購入を控え、再生品（トイレットペーパー、再生紙ノート等）を積極的に使用する。また、商店へは簡易包装を求める。 - 積極的にリサイクルやごみ減量活動へ協力する。 - 食材は最後まで使い切り、生ごみは堆肥化等自己処理を心がける。また、木くず、枝葉、刈り草等もできる限り資源化（堆肥化等）する。 - 積極的にリサイクル（不用品交換、バザー等）やごみ減量活動へ協力する。 - もやせるごみから生ごみを分別するなど、分別排出のきまりを守り、市の分別排出・収集へ協力する。また、生ごみ等の水切りをよくし、収集の効率改善に協力する。 - 集積場所は自分たちで常にきれいにする。 - マイバックの持参
事業者の役割	- 再生資源を利用した商品やリサイクルしやすい商品の製造、商品の簡易包装等、生産から廃棄までの過程において、環境に負荷をかけない商品の製造、加工、販売に努める。また、製品の修理・補修体制を充実させる。 - ごみ・環境問題に対する意識を高め、社員教育を始めとして、市民等に対するPRや市主体のごみ減量・資源化事業への協力等も積極的に取り組む。 - リサイクル可能なものの回収ルートを確立する。 - 消費者との協力体制のもと、マイバックの持参によりプラスチック削減を推進する。 - もやせるごみから生ごみを分別するなど、ごみの分別・排出・受入れ基準を守り、また、リサイクル活動を積極的に行う。 - 適正な保管場所、排出場所を確保する。
行政の役割	- 国・県等と協力して、事業者に対しごみの発生抑制を働きかける。 - 市民・事業者に対するごみの発生抑制や減量・資源化のPRや啓発を行う。 - 児童・生徒等への環境教育の推進や市民・事業者への環境情報の提供等に取り組む。 - 拠点回収等、各種リサイクル事業を推進する。 - 市民団体や事業者の各種活動を支援するとともに協力体制づくりを行う。 - ごみの排出基準、分別方法等を定め、市民・事業者の協力のもと、その徹底を図る。 - 安定的・効率的な収集体制を整備する。 - 事業系ごみは、事業者自らの分別・排出抑制を基本とし、その促進に努める。 - 中間処理施設を整備し、安全で適正なごみ処理を行う。 - ごみの処理・処分には十分な環境保全対策を行う。 - 資源物の効果的・効率的な選別・回収・処理を行う。

3.3.4 基本理念の実現に向けた施策

(1) 重点施策

基本理念の実現へ向け、本計画期間中に実施を予定している施策のうち、特に以下の施策を重点施策と位置付け、取り組みを継続していきます。

ア 生ごみの堆肥化推進

生ごみリサイクル施設は、令和2年12月から全市での分別収集開始となりました。

ごみの減量化には生ごみの分別収集は有効な手段ですが、ごみの性状から、まだまだ分別可能な生ごみがあることから、市民等への啓発を行い、協力率向上させ、今後もごみの減量化・3R推進のため、生ごみのリサイクルを推進していく必要があります。表 3-27 に、生ごみリサイクル施設「エコクリーンとうみ」の概要を示します。

- 講習会の開催により、ダンボール式生ごみ堆肥化を市民・事業者へ普及させる。
- 生ごみリサイクル施設整備運営事業（DBO 方式）による堆肥化施設の適正な運営管理を行い、生ごみリサイクルシステムによる資源循環の継続を図る。

表 3-27 東御市生ごみリサイクル施設「エコクリーンとうみ」

項 目	内 容
施 設 名 称	東御市生ごみリサイクル施設「エコクリーンとうみ」
建 設 予 定 地	長野県東御市田中 415-1
運 営 方 式	DBO方式※
敷 地 面 積	4,392m ²
竣 工	平成30年3月1日
運 営 期 間	平成30年3月1日～令和15年6月30日
処 理 能 力	4.1t/日 （年間処理量：876.5t/年）
処 理 対 象 ご み	家庭系・事業系生ごみ
主 発 酵 方 式	一次発酵 密閉型発酵装置 二次発酵 強制通気型堆積方式
脱 臭 方 式	生物脱臭法及び薬液脱臭法
残 渣 処 理	可燃系残渣 } 東部クリーンセンター及び東御市不燃 不燃系残渣 } 物処理施設等にて処理

※DBO 方式とは、民間が設計（Design）、建設（Build）、運営（Operate）を行い、公共が資金調達を行うことで、施設を整備・運営する方式。

イ 食品ロスの削減

買い物の際に棚の手前の商品から選ぶ「てまえどり」の行動や、冷蔵庫の確認、計画的な購入、食材の使い切りなど、日常生活の中でできる工夫について啓発を行う。また、長野県が実施するキャンペーンや市内における食品寄付などを通じて、地域に応じた支え合いの取り組みを促すとともに、宴会では、食べ残しを減らす「3010 運動」の実践を推進していきます。

ウ ごみ減量アドバイザーの養成・支援

平成 14 年度よりごみ減量アドバイザー養成講座を開始し、現在までに 115 名（受講者）が研修を修了しています。今後もアドバイザーの活動をととして、市民のごみ減量・資源化に対する理解向上を図っていくため、より多くのアドバイザー養成や講座内容の充実に取り組んでいきます。

- ごみ減量アドバイザーの養成に取り組む。
- ごみ減量アドバイザー養成講座の内容見直しや充実を図る。
- ごみ減量アドバイザーの活動を東御市ごみ減量 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）推進委員会をととして、支援していく。
- ごみ減量アドバイザーと連携し、ごみの減量・資源化に係る新施策の立案等を行う。

エ 中間処理施設の整備の推進

上田地域広域連合では令和 13 年度の統合クリーンセンター（資源循環型施設）稼働を目指し計画を進めています。施設建設スケジュールを図 3-24 に示します

また、不燃ごみ処理については、市単独での処理となることから、整備方針等については、これからの検討課題となります。

- 東部クリーンセンターは統合クリーンセンター（資源循環型施設）の稼働までの間、延命化を図りつつ、ごみの焼却事業を進めていく。
- 不燃ごみ処理については、東部クリーンセンターの跡地利用を含めて、整備方針等の検討を進める。

年度 項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
環境影響 評価	→							
事業者 選定		←→						
清浄園解体 設計・工事		←→						
資源循環 建設工事				←→				
竣工								竣工 ●→ 施設稼働

出典：上田地域広域連合 令和7年2月住民説明会資料（一部修正）

図 3-24 広域連合の資源循環型施設建設スケジュール（案）

上田地域広域連合の 資源循環型施設とは？

上田地域広域連合で整備を計画している**統合クリーンセンター（資源循環型施設）**（可燃物処理施設）は、広域連合管内に3つあるクリーンセンターを統合し、一元処理を行う焼却施設の整備を行うものです。

統合クリーンセンターは焼却処理能力144トン／日のストーカ炉（2炉構成を基本）で、発電等による熱回収を行う計画です。

(2) ごみの排出抑制と3Rの推進による循環システムの構築

ごみの発生抑制と3Rを推進するため、3Rを推進する施策や環境教育等、啓発活動の実施及び支援するための施策を実施していきます（表 3-28）。

3Rの推進のために、生ごみリサイクルシステムの推進や長野県全体でも推進されているプラスチック削減運動の実施、食品ロスの削減等市民や事業者が3Rに取り組みやすい環境を整備していきます。また、ごみ減量アドバイザーの養成や学校教育・出前講座といった場での環境教育を進めることにより、ごみ減量・資源化に対する市民及び事業者の意識を高めていきます。

表 3-28 ごみの排出抑制と3Rを推進する施策

基本方針	本計画の施策		
	施策		施策の概要
	区分	施策名	
ごみの排出抑制と3Rの推進による循環システムの構築	リデュース	プラスチック削減運動等のキャンペーンの実施	プラスチック削減運動等のキャンペーンを小売業者等と共催 長野県の信州プラスチックスマート運動との連携
		食品ロス削減月間における広報・啓発活動	①「てまえどり」や「食べきり運動」などの行動を促すメッセージを SNS 等で発信 ②長野県が実施する「信州食べきりキャンペーン」や「フードドライブ統一キャンペーン」等の周知
	リユース	生きびん(リターナブルびん)の使用拡大	事業者への働きかけ、生きびん(リターナブルびん)の使用を拡大
		修理による再利用の推進	修理技術保有者の協力を得る等、再利用を推進する方策を検討
	リサイクル	生ごみの堆肥化推進	①講習会の開催によりダンボール式生ごみ堆肥化の継続 ②生ごみの分別を定着させるとともに、雑紙の分別も推進
		剪定木等、草木類の資源化の推進	自治会やシルバー人材センター等に働きかけ、剪定木等の資源化を推進
		リサイクル事業者同士の連携強化	資源回収業者や生ごみ資源化業者等、リサイクル事業者同士の連携を強化
	環境教育・啓発	ごみ減量アドバイザーの養成・支援	ごみ減量アドバイザーの養成やアドバイザーが行う班活動への支援、「エコハウス・とうみ」の継続的な設置と充実を行い、市内に3Rのネットワークを構築
		ごみ減量化・資源化に関する市民の取り組みの推進及び支援	①くらしを見直そう展等、啓発活動の推進や市民がごみ減量化等に関するアイデアを発表する場を提供 ②清掃・美化活動において、分別指導やごみ袋の提供、ごみの受入等を実施
		ごみ減量化・資源化に関する啓発活動の充実	①市民カレンダーや市広報を活用し、分別やごみ減量化等に関する情報を提供 ②ホームページ上での資源ごみ回収実績の公表やごみ減量アドバイザーの「アドバイザー通信」の配布等を通じた、普及啓発を実施 ③食べ残しを減らそう県民運動「宴会食べきりキャンペーン」へ協力 ④ごみの減量化・資源化の工夫等を随時発信 ⑤東御市ごみ減量3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進委員会と連携し、普及啓発及び実践の提案を実施
		地域に根ざした減量・資源化運動の推進	①市民主体のイベント等を通じて、地域と行政の結び付きを強化 ②減量化・資源化に関する出前講座のメニュー充実と市民への周知を実施
		学校教育や生涯学習と連携し出前講座を通じたごみ問題に関する啓蒙の充実	①ごみ減量アドバイザーによる、ごみ減量・リサイクルに関わる寸劇の実施を支援 ②小学校等の市内ごみ処理施設への見学を積極的に受け入れ ③環境教育の一環としての、公立小中学校・保育園でのごみ減量化・3R推進のための啓蒙活動
		ごみの減量化・資源化へ向けた事業者の取り組みへの支援	①近代化モデル事業所育成事業補助金制度を通して、企業の ISO 国際規格の取得等を支援 ②ごみの排出ゼロを基本的な考え方とする社員教育の実施を呼びかけ

(3) 効率的かつ適正なごみ処理体制の構築

効率的かつ適正なごみ処理体制を築いていくため、処理施設の整備を中心に体制を検討していきます（表 3-29）。

現在及び将来のごみ処理主体を表 3-30 に示します。なお、統合クリーンセンター（資源循環型施設）稼動後の収集・運搬体系等については、広域連合及び構成市町村と今後詳細に調整していきます。

表 3-29 効率的かつ適正なごみ処理体制構築のための施策

基本方針	本計画の施策		
	施策		施策の概要
	区分	施策名	
効率的かつ適正なごみ処理体制の構築	分別収集	小売店等による資源回収の充実	小売店等での資源回収へ協力いただき、資源化へ取り組みやすい環境を整備
		分別収集に関する意見交換会の実施	分別収集に関する意見交換の場を設け、ごみ分別が適切に行われる環境を整備
		事業者による分別の徹底推進	紙ごみの中にプラスチック類、生ごみの水切りと異物等の混入がないように、分別の徹底を事業者へ働きかける
	ごみ処理施設	中間処理施設の整備の推進	【焼却施設】 ・ 東部クリーンセンターの延命化を図りつつ、統合クリーンセンターへの移行準備を進める 【不燃物処理施設】 ・ 不燃ごみは、東御市不燃物処理施設で処理を行い、東部クリーンセンターの跡地利用も含め、整備方針の検討を進める 【生ごみリサイクル施設】 ・ 生ごみリサイクル施設整備運営事業により、生ごみリサイクル施設の適正な運転管理を継続し、生ごみリサイクルシステムを推進
		最終処分場の延命化と整備	①ごみの減量・3R の推進により既設の最終処分場の延命化を推進 ②上田地域広域連合での最終処分場の整備検討
	不法投棄	普及啓発、パトロールの実施	不法投棄を調査し、不法投棄を未然に防止
		不法投棄者への厳正対処	警察署、県と連携し、不法投棄者に対して厳正に対処
		不法投棄防止対策設備の設置	不法投棄防止対策設備の設置に対し、地区への補助を実施

表 3-30 現在及び将来の処理主体

処理形態		現在	令和 13 年度以降
収集・運搬	—	直営・委託・自己搬入・許可業者	
中間処理	焼却施設	東部クリーンセンター (上田地域広域連合)	統合クリーンセンター(資源循環型施設) (上田地域広域連合)
	不燃物処理施設	東御市不燃物処理施設 (東御市)	
	生ごみ処理施設	生ごみリサイクル施設「エコクリーンとうみ」(東御市)	
最終処分	—	東御市一般廃棄物最終処分場(東御市) 上田地域広域連合での最終処分場の整備検討	

信州プラスチック スマート運動とは？

海洋プラスチックごみは世界的な問題となっており、生物による誤飲や紫外線等による5mm以下となったマイクロプラスチックの生態系への影響等が懸念されています。長野県では、海洋プラスチックの70%が陸地から発生していることから、上流県である本県からプラスチックと賢く付き合う「信州プラスチックスマート運動」の取り組みを推進し、「ごみ減量日本一の継続」と「環境にやさしい長野県」を目指しています。

長野県では、運動の中で、以下の3つの意識した行動を呼びかけています。東御市としても、未来に繋がる重要な課題として、意識をもって取り組んで行く必要があります。

【3つの意識した行動】

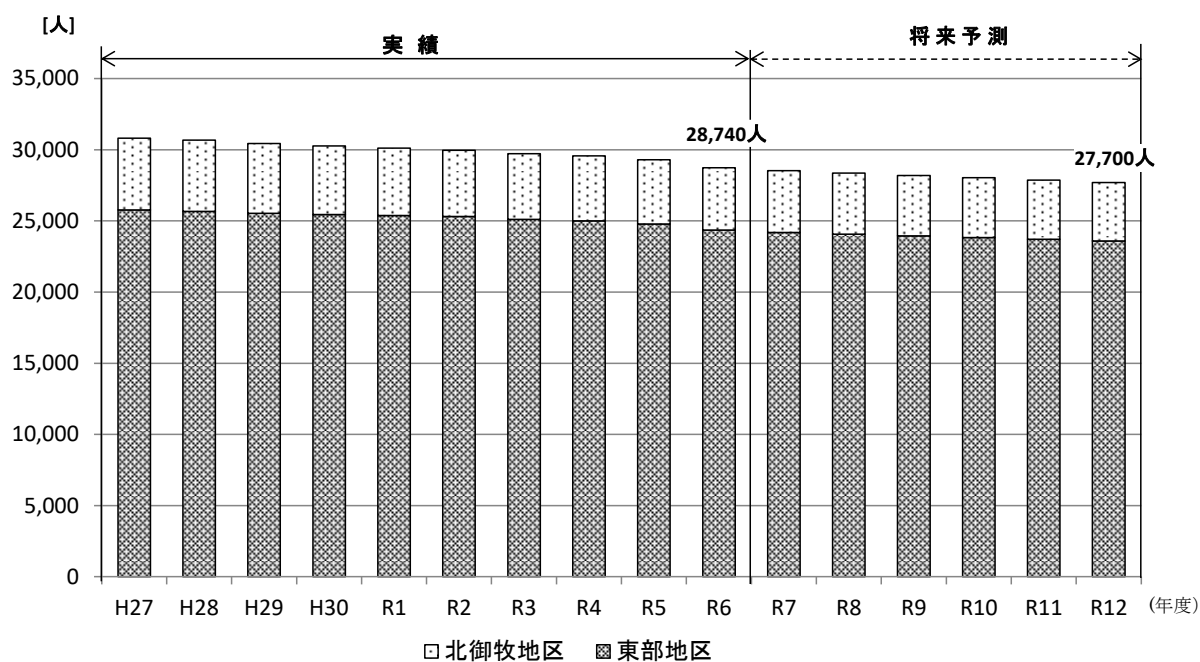
- ◆意識して【選択】 ストロー、レジ袋は必要かどうか
- ◆少しずつ【転換】 使い捨てプラスチックから代替品へ
- ◆分別して【回収】 使い終わったプラはルールに従い分けて回収へ

3.3.5 人口及びごみ発生量の将来予測

(1) 人口の将来予測

本計画での将来人口は、「東御市人口ビジョン ～まち・ひと・しごと創生のための人口の現状と将来展望～（第3版）（令和7年3月）」をもとに推計しています。

将来人口は今後減少で推移し、令和7年度には28,740人、令和12年度には27,700人となることが予想されます。



※実績は東御市各月人口（10月1日時点）

図 3-25 人口の将来予測

(2) ごみ量の将来予測

ア ごみ排出量

先に挙げた施策を実施した場合の本市における将来ごみ排出量を、表 3-31 及び図 3-26 に示します。

将来のごみ排出量は人口とともに減少していき、総排出量は令和 12 年度には 5,391.61t となると予想され、令和 6 年度比べると約 4 % の減少となる予測です。

表 3-31 ごみ排出量の将来予測

項 目		単位	実績	将来予測
			令和6年度 2024	令和12年度 2030
人 口		人	28,740	27,700
排 出 量	総排出量	t	5,625.42	5,391.61
	家庭系	t	4,661.46	4,479.58
	生ごみ	t	328.09	311.75
	もやせるごみ	t	2,775.88	2,624.12 ※
	もやせないごみ	t	1,030.23	1,019.77
	プラスチック	t	528.84	514.61
	カン	t	53.63	53.07
	びん	t	150.27	147.09
	その他	t	297.49	305.00
	有害ごみ	t	7.88	7.61
	資源物	t	519.38	516.33
	新聞・雑誌等	t	459.62	458.56
	ペットボトル等	t	59.76	57.77
	事業系	t	963.96	912.03
	生ごみ	t	173.20	208.25
	もやせるごみ	t	790.76	703.78 ※

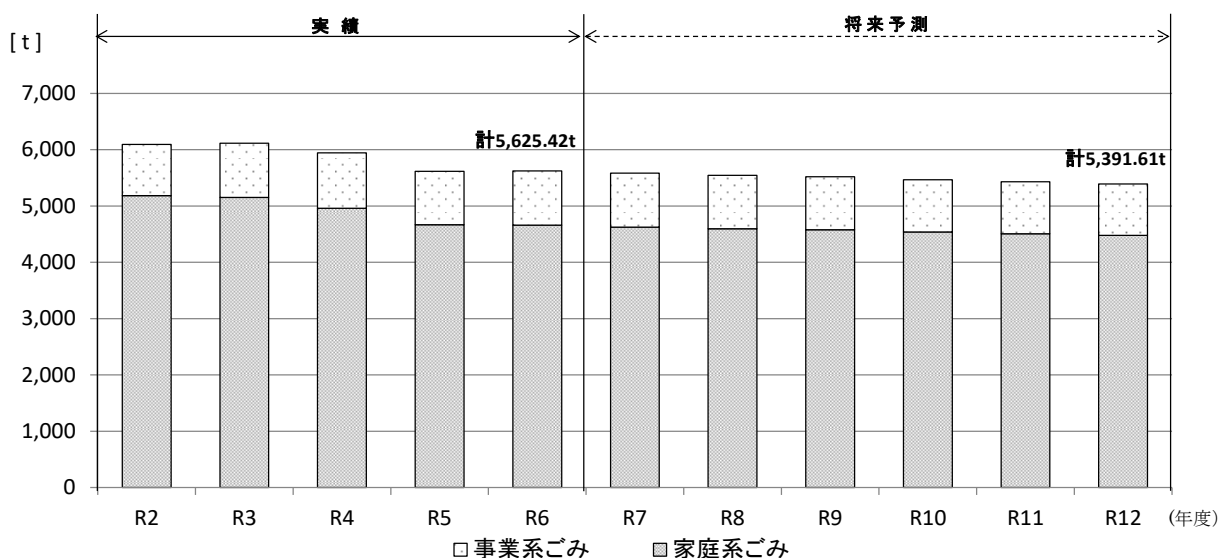


図 3-26 ごみ排出量の将来予測

※ 令和 12 年度焼却処理目標値(もやせるごみ) 家庭系 2,624 t + 事業系 704 t = 3,328 t

イ 資源化量及び処理量

資源化量及び処理量の将来予測を表 3-32 に示します。

本市の焼却処理量は、令和 12 年度に 3,327.90t まで減少することが予想されています。焼却処理率は、令和 6 年度 63.40% となり、令和 12 年度には 61.72% となる見込みとなっています。

生ごみリサイクル施設は平成 29 年度に稼働を開始し、令和 6 年度で生ごみ量は 501.29t となりました。今後も堆肥化施設の稼働率を考慮し、生ごみリサイクルシステムを推進するための啓発活動を行うことで、令和 12 年度で 520t の生ごみが堆肥化されることが見込まれます。資源化率は、紙類等の減少により令和 6 年度以降、徐々に上昇し、令和 12 年度には 28% 台に達すると見込まれます。

表 3-32 資源化量及び処理量の将来予測

項 目		単位	実績	将来予測
			令和6年度	令和12年度
			2024	2023
ン東 セ部 ンク タリ ー	搬入	t	3,566.64	3,327.90
	もやせるごみ	t	3,566.64	3,327.90
	搬出	t	383.52	358.33
	焼却灰	t	383.52	358.33
東 処 御 理 市 施 不 設 燃 物	搬入	t	1,038.11	909.28
	もやせないごみ・有害ごみ	t	1,038.11	909.28
	搬出	t	1,038.11	1,006.46
	資源化委託	t	969.63	929.98
	不燃残渣	t	68.48	76.48
	不燃残渣最終処分	t	58.96	53.20
	不燃残渣資源化	t	9.52	23.28
エ コ ク リ ー ン と う み	搬入	t	501.29	520.00
	生ごみ	t	501.29	520.00
	搬出	t	68.57	68.58
	堆肥	t	25.25	23.64
	残渣	t	43.32	44.94
資源化	資源化総量	t	1,523.78	1,515.89
最終 処分	最終処分量	t	442.48	409.79
	焼却灰	t	383.52	358.33
	不燃残渣	t	58.96	51.46
ご み 処 理 指 標	1人1日当たりごみ総排出量	g/人日	536.26	533.27
	1人1日当たり家庭系ごみ排出量	g/人日	444.37	443.06
	1日当たり事業系ごみ排出量	t/日	2.64	2.50
	資源化率(%)	%	27.09	28.12
	焼却処理率(%)	%	63.40	61.72
	最終処分率(%)	%	7.87	7.60

※1：もやせないごみ・有害ごみには北御牧地区のカンが含まれています。

※2：資源化総量の内訳は下記のとおりです。

堆肥、ビン、プラスチック、カン、紙、古布、PET ボトル、発泡スチロール・トレイ、紙パック、金物、乾電池、蛍光灯・体温計、不燃残渣資源化

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理の現況

4.1.1 生活排水処理体系

本市の生活排水処理体系を図 4-1に示します。

現在、本市の生活排水は公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、大型合併処理浄化槽及び小型合併処理浄化槽（以下、「生活排水処理施設」という。）による処理が中心となっています。その他には、単独処理浄化槽やし尿くみ取りによる処理もありますが、それらの世帯における生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されている状態となっています。

生活排水処理普及率は現在99.9%に上っており、ほぼ市全域を網羅していることから、単独処理浄化槽やし尿汲み取り世帯における生活排水の適正化が急務となっています。

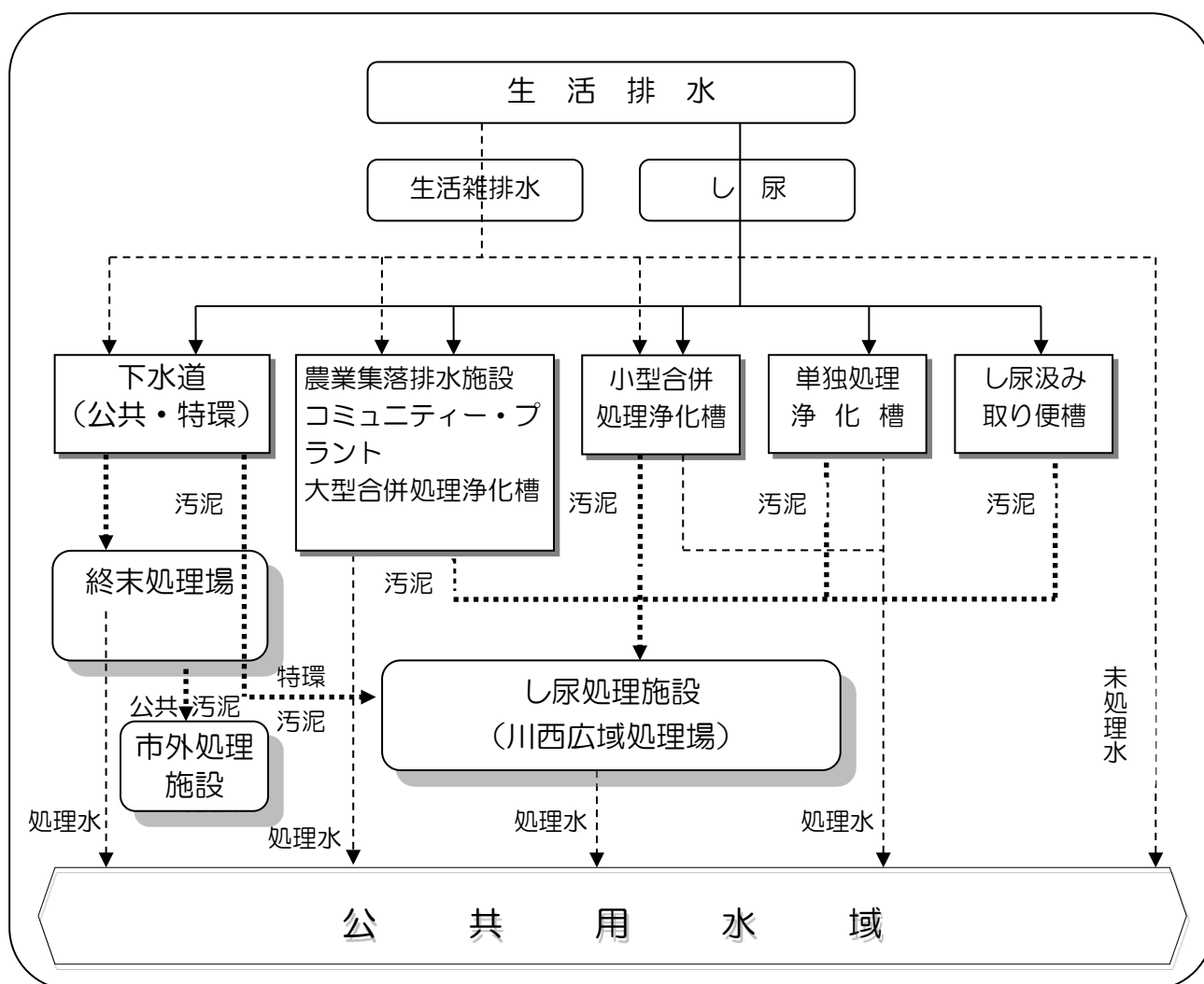


図 4-1 生活排水処理体系

4.1.2 生活排水処理形態別人口及び普及率

東部地区、北御牧地区及び市全体の処理形態別生活排水処理人口及び生活排水処理実績の推移を表 4-1 から表 4-3、図 4-2 から図 4-4 に示します。

令和6年度末における生活排水処理実績³は、本市全体で 95.68%となっており、現在は横ばいの推移となっています。

表 4-1 東部地区における処理形態別生活排水処理人口及び生活排水処理実績の推移

区 分	単位	実 績				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1. 計画処理区域内人口（行政人口）	人	25,183	25,032	24,874	24,660	24,418
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	23,706	23,752	23,751	23,704	23,591
(1) 公共下水道	人	18,518	20,201	20,682	21,354	22,337
(2) 農業集落排水	人	3,990	2,317	1,829	1,103	0
(3) コミュニティー・プラント	人	284	288	283	301	294
(4) 小型合併処理浄化槽	人	914	946	957	946	960
3. 生活雑排水未処理人口※	人	1,477	1,280	1,123	956	827
生活排水処理実績	%	94.13	94.89	95.49	96.12	96.61

※生活雑排水未処理人口とは、単独処理浄化槽及びくみ取りによってし尿を処理している人口を表しています。

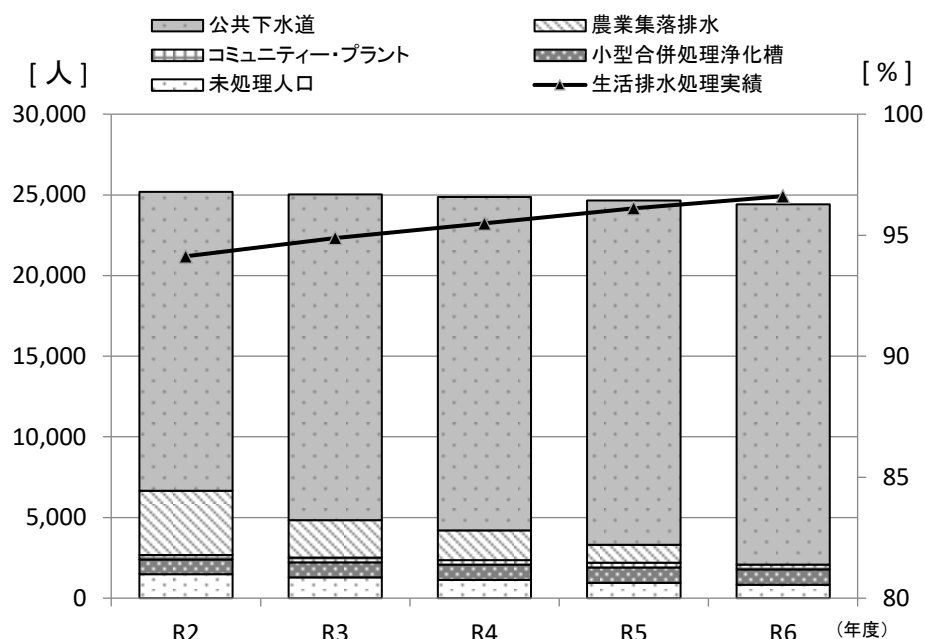


図 4-2 東部地区における処理形態別生活排水処理人口及び生活排水処理実績の推移

³ 生活排水処理実績とは、行政人口中の水洗化・生活雑排水処理人口の割合を示した数値です。

表 4-2 北御牧地区における処理形態別生活排水処理人口及び生活排水処理実績の推移

区 分	単位	実 績				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1. 計画処理区域内人口（行政人口）	人	4,639	4,573	4,538	4,489	4,427
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	3,999	3,987	3,986	4,002	4,008
(1) 特定環境保全	人	1,192	1,195	1,167	1,182	1,158
(2) 農業集落排水	人	1,575	1,556	1,574	1,592	1,596
(3) コミュニティー・プラント	人	200	212	229	225	230
(4) 大型合併処理浄化槽	人	116	115	112	109	108
(5) 小型合併処理浄化槽	人	916	909	904	894	916
3. 生活雑排水未処理人口※	人	640	586	552	487	419
生活排水処理実績	%	86.20	87.19	87.84	89.15	90.54

※生活雑排水未処理人口とは、単独処理浄化槽及びくみ取りによってし尿を処理している人口を表しています。

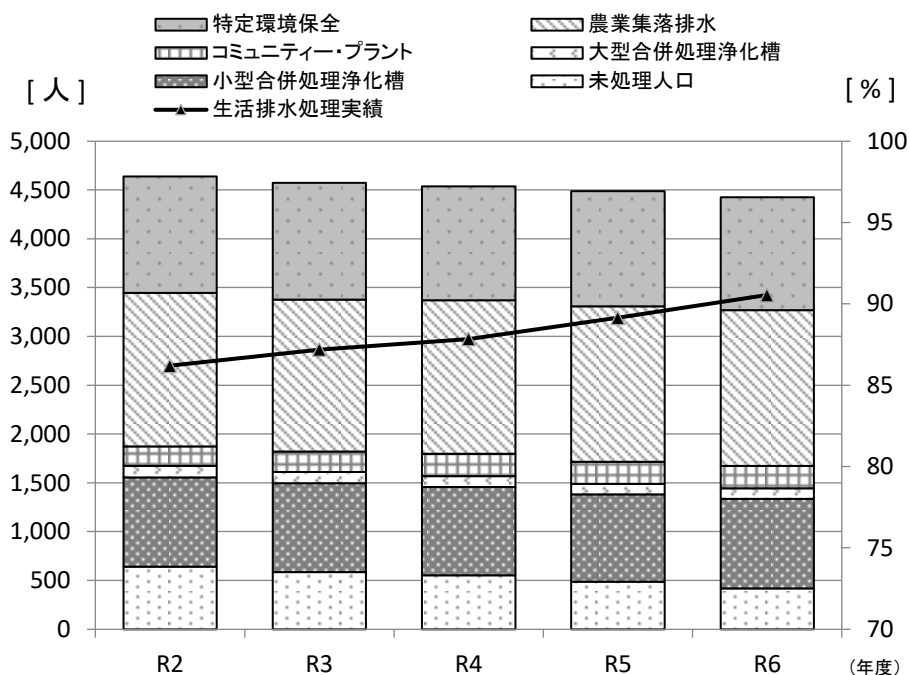


図 4-3 北御牧地区における処理形態別生活排水処理人口及び生活排水処理実績の推移

表 4-3 市における処理形態別生活排水処理人口及び生活排水処理実績の推移

区 分	単位	実 績				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1. 計画処理区域内人口（行政人口）	人	29,822	29,605	29,412	29,149	28,845
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	27,705	27,739	27,737	27,706	27,599
(1) 公共下水道	人	18,518	20,201	20,682	21,354	22,337
(2) 特定環境保全	人	1,192	1,195	1,167	1,182	1,158
(3) 農業集落排水	人	5,565	3,873	3,403	2,695	1,596
(4) コミュニティー・プラント	人	484	500	512	526	524
(5) 大型合併処理浄化槽	人	116	115	112	109	108
(6) 小型合併処理浄化槽	人	1,830	1,855	1,861	1,840	1,876
3. 生活雑排水未処理人口※	人	2,117	1,866	1,675	1,443	1,246
生活排水処理実績	%	92.90	93.70	94.31	95.05	95.68

※生活雑排水未処理人口とは、単独処理浄化槽及びくみ取りによってし尿を処理している人口を表しています。

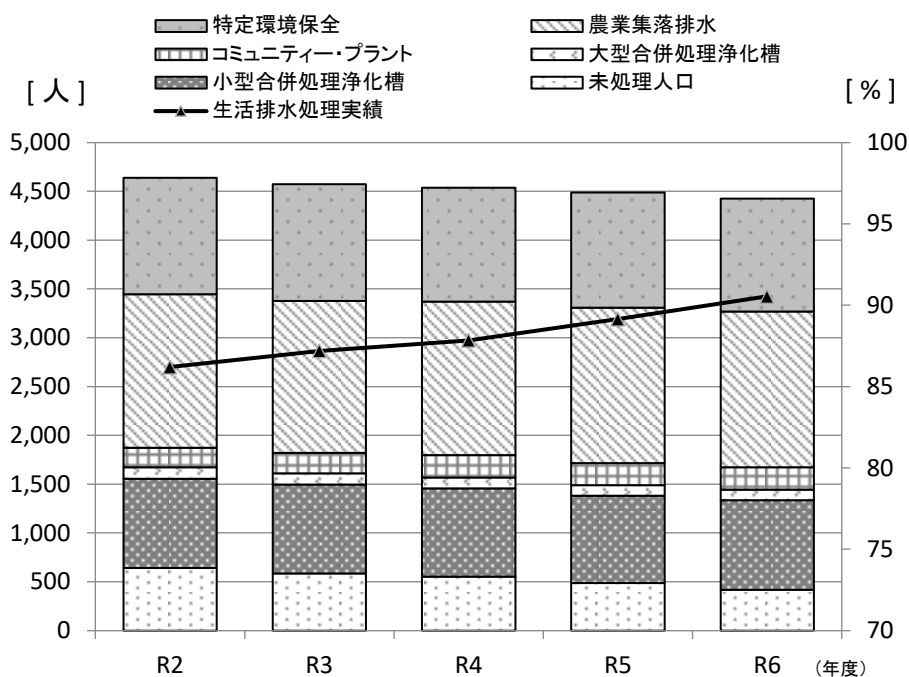


図 4-4 市における処理形態別生活排水処理人口及び生活排水処理実績の推移

4.1.3 生活排水処理主体

本市の生活排水の処理主体は表 4-4 に示すとおりです。

表 4-4 東部地区及び北御牧地区における生活排水処理主体

	処理施設等の種類	対象となる生活排水の種類	主体
東部地区	下水道（公共下水道）	し尿及び生活雑排水	東御市
	合併処理浄化槽（農集排、コミプラ、小型合併）	し尿及び生活雑排水	東御市・個人等
北御牧地区	下水道（特環）	し尿及び生活雑排水	東御市
	合併処理浄化槽（農集排、コミプラ、大型合併、小型合併）	し尿及び生活雑排水	東御市・個人等

4.1.4 し尿等収集運搬の現況

(1) し尿等収集運搬及び処理区分の現況

ア 収集区域の範囲

令和 2 年度現在のし尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、市の行政区域全域です。

イ し尿等の収集運搬実施体制

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、市が許可した収集業者によって実施されています。

4.1.5 し尿等処理の現況

(1) 市のし尿等処理施設

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、これまで東部地区と北御牧地区がそれぞれ別の施設で処理してきましたが、平成 29 年 4 月から川西保健衛生施設組合で処理しています。

し尿処理施設を表 4-5 に示します。

表 4-5 し尿等処理施設

東御市	
し尿等処理	川西保健衛生施設組合 川西広域処理場

※上田地域広域連合 清浄園は、資源循環型施設の建設候補地として、廃止、解体が計画されている。

(2) し尿処理量

東部地区、北御牧地区及び市全体のし尿及び浄化槽汚泥等の発生量及び原単位を、表 4-6 から表 4-8 に示します。

令和 6 年度における本市のし尿及び汚泥排出量は 4,930.93 m³となっており、令和 2 年度以降、減少傾向で推移しています。脱水汚泥⁴は 1,800.71t 発生しており、令和 2 年度以降、年度間で増減があります。

表 4-6 東部地区におけるし尿及び浄化槽汚泥等の発生量及び原単位

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間排出量	m ³	3,930.08	4,033.03	3,522.38	3,056.98	2,834.56
し尿	m ³	1,696.08	1,606.03	1,517.59	1,567.37	1,571.35
汚泥	m ³	2,234.00	2,427.00	2,004.79	1,489.61	1,263.21
小型合併処理浄化槽	m ³	849	947	1,022.82	968.05	954.76
コミュニティ・プラント	m ³	100.92	99.03	99.96	124.19	129.45
農業集落排水	m ³	1,283.59	1,381.01	882.01	397.37	179.00
脱水汚泥	t	1,462.06	1,446.74	1,719.09	1,642.27	1,800.71
原単位						
し尿	ℓ/人・日	3.15	3.44	3.70	4.48	5.21
小型合併処理浄化槽	ℓ/人・日	2.55	2.74	2.93	2.80	2.72
コミュニティ・プラント	ℓ/人・日	0.97	0.94	0.97	1.13	1.21
農業集落排水	ℓ/人・日	0.88	1.63	1.32	0.98	－

※年間排出量の単独処理浄化槽については、小型合併処理浄化槽含みます。

⁴ 脱水汚泥とは、東部地区の公共下水道より発生した汚泥が、東部浄化センター（市外処理施設）で処理・搬出されたものです。

表 4-7 北御牧地区におけるし尿及び浄化槽汚泥の発生量及び原単位

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間排出量	m ³	2,076.00	2,061.00	2,050.00	2,085.00	2,096.00
し尿	m ³	610.44	581.56	587.81	569.83	575.37
汚泥	m ³	1,466.00	1,479.00	1,462.00	1,515.00	1,521.00
小型合併処理浄化槽	m ³	597.97	614.30	612.56	664.16	658.32
コミュニティ・プラント	m ³	61.18	60.89	60.72	60.85	60.82
農業集落排水	m ³	518.39	515.90	515.96	514.08	513.88
特定環境保全	m ³	242.63	242.09	242.46	241.81	241.95
大型合併処理浄化槽	m ³	45.78	46.23	30.55	34.19	45.96
原単位						
し尿	ℓ/人・日	2.61	2.72	2.92	3.20	3.76
小型合併処理浄化槽	ℓ/人・日	1.79	1.85	1.86	2.03	1.97
コミュニティ・プラント	ℓ/人・日	0.84	0.79	0.73	0.74	0.72
農業集落排水	ℓ/人・日	0.90	0.91	0.90	0.88	0.88
特定環境保全	ℓ/人・日	0.56	0.56	0.57	0.56	0.57
大型合併浄化槽	ℓ/人・日	1.08	1.10	0.75	0.86	1.17

※年間排出量の単独処理浄化槽については、小型合併処理浄化槽含みます。

表 4-8 市体におけるし尿及び浄化槽汚泥等の発生量及び原単位

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間排出量	m ³	6,006.52	6,093.59	5,572.19	5,141.81	4,930.93
し尿	m ³	2,306.52	2,187.59	2,105.40	2,137.20	2,146.72
汚泥	m ³	3,700.00	3,906.00	3,466.79	3,004.61	2,784.21
小型合併処理浄化槽	m ³	1,447.09	1,561.47	1,635.38	1,632.21	1,613.08
コミュニティ・プラント	m ³	162.10	159.92	160.68	185.04	190.27
農業集落排水	m ³	1,801.98	1,896.91	1,397.97	911.45	692.88
特定環境保全	m ³	242.63	242.09	242.46	241.81	241.95
大型合併処理浄化槽	m ³	45.78	46.23	30.55	34.19	45.96
脱水汚泥	t/年度	1,462.06	1,446.74	1,719.09	1,642.27	1,800.71
原単位						
し尿	ℓ/人・日	2.98	3.21	3.44	4.05	4.72
小型合併処理浄化槽	ℓ/人・日	2.17	2.31	2.41	2.42	2.36
コミュニティ・プラント	ℓ/人・日	0.92	0.88	0.86	0.96	0.99
農業集落排水	ℓ/人・日	0.89	1.34	1.13	0.92	1.19
特定環境保全	ℓ/人・日	0.56	0.56	0.57	0.56	0.57
大型合併処理浄化槽	ℓ/人・日	1.08	1.10	0.75	0.86	1.17

※年間排出量の単独処理浄化槽については、小型合併処理浄化槽含みます。

4.1.6 処理汚泥等の利用

(1) し尿処理施設からの処理汚泥

- ・ 上田地域広域連合清浄園では、処理汚泥の有効利用を図るため、汚泥を原料とした焼却灰を平成 12 年に普通肥料（焼成汚泥堆肥）として肥料登録し、製品名を「サラ・ささ」
として配布をしています。
- ・ 川西保健衛生施設組合 川西広域処理場では、処理汚泥（脱水ケーキ）を原料とする炭化炉施設を建設（平成 14 年 3 月竣工）し、平成 14 年度から運営して「いました」。製造した炭化製品は土壌改良材、または、融雪材として有効で、肥料の名称を「川西炭化肥料」として販売して「いましたが、現在は炭化炉の運営及び肥料の販売を休止しております」。

(2) 浄化槽等から発生する汚泥

- ・ 農業集落排水施設で発生する汚泥のリサイクル化
農業集落排水から発生する処理汚泥の有効利用を図るため、処理汚泥を使って製造した「活性水」が、肥料（汚泥発酵肥料）として肥料取締法第 7 条の規定に基づき平成 17 年 7 月に登録され、肥料の名称を「東御緑に力（とうみみどりにちから）」とし、市民に無償で配布して「いましたが、令和 3 年度で廃止しました」。

4.1.7 その他生活排水処理に関する事項

(1) 浄化槽の新規設置基数

本市の浄化槽新規設置基数の推移は表 4-9 に示すとおりです。

表 4-9 浄化槽の新規設置基数

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
浄化槽新規設置基数	基	13	15	16	9	18

(2) し尿の収集運搬手数料

し尿の収集運搬手数料は表 4-10 に示すとおりです。

表 4-10 し尿の収集運搬手数料

項目	収集運搬手数料
10 当たり	9.27 円
1 回汲み取り最低料金	2,000 円
ホース延長 30m 以上	350 円加算

4.1.8 生活排水処理の課題

- ・ 人口の減少により、使用料収入の減少や施設の老朽化対策経費の増額が懸念されます。
- ・ 適正な生活排水処理を維持していくため、より一層の経営の明確化が求められます。

4.2 生活排水処理基本計画

4.2.1 基本理念・方針

(1) 基本理念

本市の汚水整備はほぼ完了し、多くの世帯で下水道等への接続が進んでいます。

また、今後は効率的な維持管理や経営基盤の安定と強化を図っていくため、処理施設の統廃合や汚泥の集約化を行い、長期的に持続可能な生活排水処理施設を目指します。

(2) 基本方針

1. 用途地域、農業振興区域の農業集落における生活排水処理については、下水道事業等によって水洗化の促進を図ります。
2. 集落の形態をなしていない地域では、合併処理浄化槽の設置促進と適正な維持管理の徹底を推進します。
3. 下水道、浄化槽等から発生する汚泥及びし尿処理施設の処理汚泥については有効利用を進めます。
4. 汚濁負荷を軽減するため、市民に対する広報・啓発活動を積極的に行います。

(3) 「水循環・資源循環のみち 2022」構想との整合性の確保

本計画の策定にあたっては、「水循環・資源循環のみち 2022」構想と整合性を図るものとします。

同構想では、令和 9 年度までの短期目標、令和 14 年度までの中期目標、令和 34 年度までの長期目標を定め、生活排水処理施設の安定した運営と、良好な水と資源の循環が目指されています。令和 9 年度において、見直しが予定されています。

(4) 目標年度

本計画における目標年度は、「水循環・資源循環のみち 2022」構想との整合を図り、5 年後の短期目標年度を令和 9 年度、10 年後の中期目標年度を令和 14 年度、最終目標年度を令和 34 年度とします。

なお、計画については、社会情勢による変化等を勘案して、概ね 5 年ごとに又は諸条件に大きな変動があった場合においてはその都度見直しを行うこととします。

4.2.2 生活排水処理基本計画

本市では、最終目標年度である 10 年後に向けて指標を設定し、生活排水処理の整備に取り組んでいます。表 4-11 に生活排水処理の目標を示します。

また、広域連合で進められている資源循環型施設の建設用地として、し尿処理施設「清浄園」を廃止する提案がされており、「清浄園」に替わるし尿等の処理は各市町村が責任をもって行うこととされています。本市では、東部地区及び北御牧地区のし尿等処理の統一を目指す方針のもと、川西保健衛生施設組合及び関係市町と協議を行い、川西広域処理場の処理設備を改良し、平成 29 年 4 月から同処理場で東御市全体のし尿等の処理を行っています。

表 4-11 生活排水処理の目標

項目 \ 年度	現状 (令和6年度)	目標指標 (令和12年度)
生活排水処理実績の 目標 (%)	95.68	98.2

4.2.3 生活排水処理施設の整備計画の概要

本市の施設整備スケジュールを表 4-12 に、施設ごとの汚水処理人口予測を表 4-13 及び図 4-5 に、施設別の汚水処理人口割合を図 4-6 に、し尿及び汚泥の発生量予測を表 4-14 に示します。

本市の下水道整備はほぼ完了しており、令和 7 年度には公共下水道、特定環境保全、農業集落排水での普及率 100%を計画しています。また、その他の地域に関しても農地転用による開発事業等に併せ、順次整備を図る予定です。

また、本市には生活排水処理区が複数存在するため、効率的な経営を目指し、処理区の統廃合を図ります。

表 4-12 施設整備スケジュール

計画 区分	事業	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
施設 整備	公共、特環下水道 (未普及地域)										
	コミ、大型合併小型 合併処理浄化槽										

表 4-13 施設ごとの汚水処理人口予測

区 分	単位	実 績	予 測
		令和 6 年度	令和 12 年度
1. 計画処理区域内人口（行政人口）	人	28,845	26,867
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	27,599	26,391
(1) 公共下水道	人	22,337	21,274
(2) 特定環境保全	人	1,158	1,316
(3) 農業集落排水	人	1,596	1,707
(4) コミュニティー・プラント	人	524	96
(5) 大型合併処理浄化槽	人	108	7
(6) 小型合併処理浄化槽	人	1,876	1,991
3. 生活雑排水未処理人口※	人	1,246	476
生活排水処理実績の目標	%	95.68	98.2

※生活雑排水未処理人口とは、単独処理浄化槽及びくみ取りによってし尿を処理している人口を表しています。

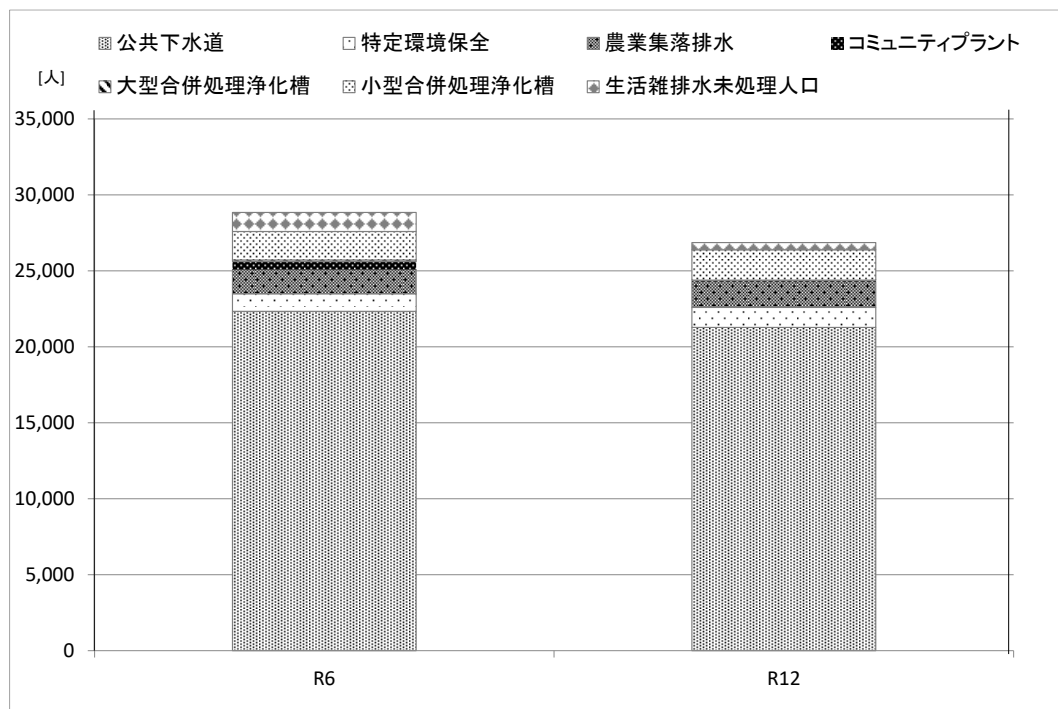
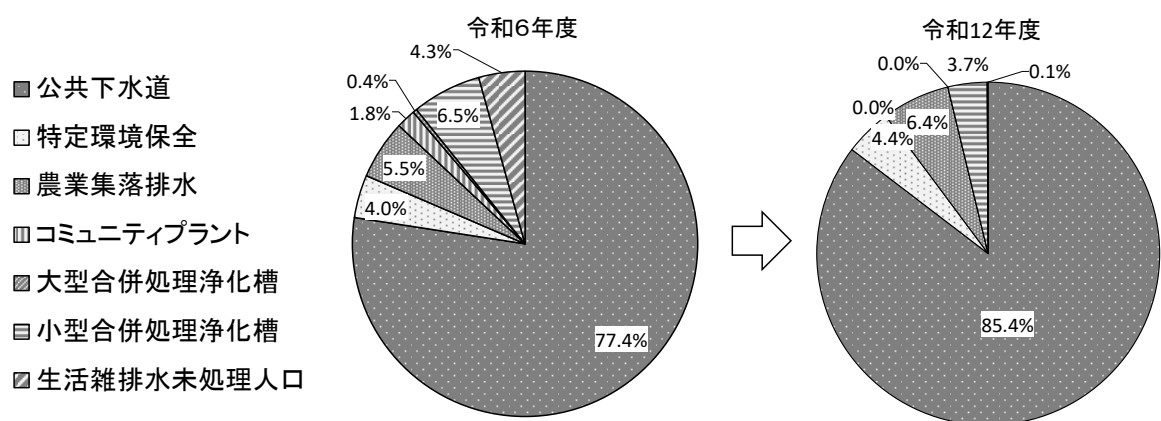


図 4-5 施設ごとの汚水処理人口予測



※令和 12 年度までにコミュニティ・プラント及び大型合併処理浄化槽が統廃合で廃止される予定のため、0.0 での表記となっています。

図 4-6 施設ごとの汚水処理人口割合

表 4-14 し尿及び汚泥の発生量予測

区 分	単位	実 績	予 測
		令和 6 年度	令和 12 年度
し尿処理量	m ³	2, 147	49
汚泥発生量	m ³	2, 784	2, 473
特定環境保全	m ³	242	241
農業集落排水	m ³	693	552
コミュニティ・プラント	m ³	190	0
大型合併処理浄化槽	m ³	46	0
小型合併処理浄化槽	m ³	1, 613	1, 681

4.2.4 その他生活排水処理に関する事項

(1) 広報・啓発等

生活排水対策については、各家庭での取り組みが最も重要なことから、広報・啓発に努めます。

- ・ 日常生活で実行可能な汚泥発生量の減量化方法を啓発します。
- ・ 保守点検、清掃及び定期検査等、浄化槽管理の重要性の周知に努めます。
- ・ 単独処理浄化槽や汲み取り世帯に対し、それぞれ処理計画区域に決められた処理施設で処理を行うよう啓発します。また、合併処理浄化槽の設置を促す取り組みを行います。

(2) 地震対策への取り組み

ア 地震想定への取り組み

- ・ 下水道処理場の被害を想定し、現時点で不足している物資や復旧に必要な図面、データを見直した資料を整えていきます。
- ・ 下水道機能の継続や早期回復を図るため、公共下水道及び特定環境保全公共下水道を対象とする下水道 BCP（事業継続計画）を策定しました。今後は、他の処理区においても順次策定を進めていく予定です。

イ 地震対策の取り組み

- ・ 機能保全対策として、下水道施設の長寿命化に併せて耐震化を策定していきます。
- ・ 発災後の対策として、「緊急対応段階」、「暫定機能確保段階」、「機能確保段階」の 3 段階に大別して、それぞれの震後対策を実施します。

(3) 生活排水施設の統廃合への取り組み

本市には 17 の処理区（公共下水道 1 処理区、特定環境保全公共下水道 1 処理区、農業集落排水 10 処理区、コミュニティー・プラント 3 処理区、大型合併処理浄化槽 2 処理区）があり、非効率な経営状況となっています。現在までの取り組み状況は、令和 6 年度までに東部地区の統廃合が完了し今後は、北御牧地区の統廃合を進め効率的な下水道経営を目指します。

第5章 計画の進行管理

本計画に基づき、ごみ排出量の抑制や資源化を推進していくためには、施策の実施状況及びその効果を把握・評価し、必要に応じて計画や施策内容を改善していく必要があります。

本計画では PLAN（計画の策定）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACT（見直し）の PDCA サイクルにより、継続的に本計画の点検、見直し、評価を行っていきます。なお、評価には、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成 25 年 4 月改訂）」に示されている『標準的な評価項目』に加え、本市の数値目標として採用している焼却処理量を指標として使用します。表 5-1 に評価の指標を示します。

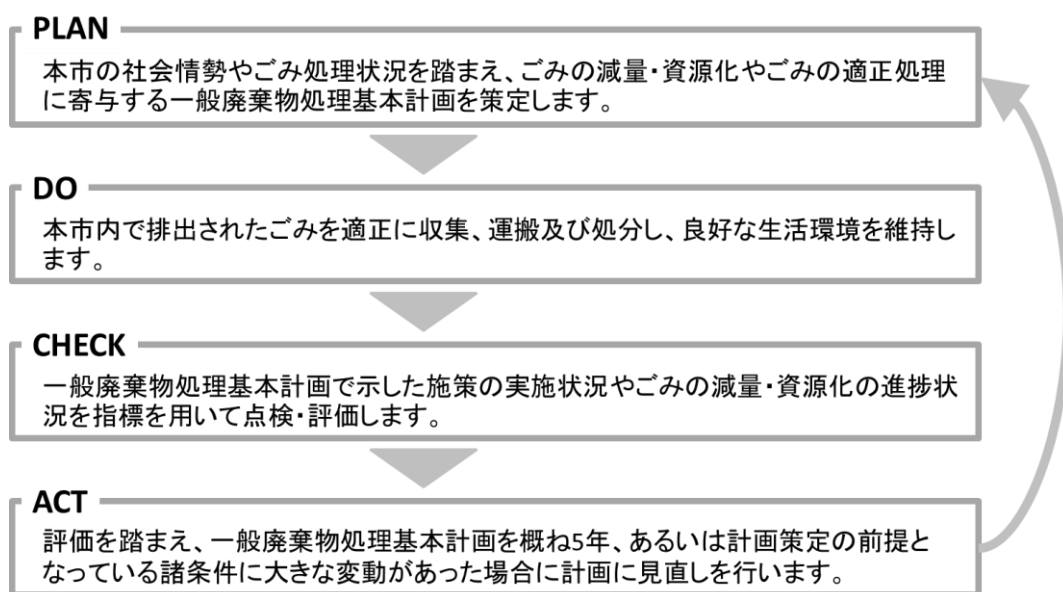


図 5-1 PDCA サイクル

表 5-1 評価の指標

評価対象	指標の名称	単位	計算方法
廃棄物の発生	人口1人1日あたりごみ総排出量	g／人日	（年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量）÷計画収集人口÷365日（又は 366 日。以下同じ。）
廃棄物の再生利用	資源化率	%	総資源化量÷（年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量）
最終処分	最終処分率	%	最終処分量÷（年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量）
焼却処理	焼却処理量	t／年度	家庭系可燃物＋事業系可燃物＋可燃残渣（不燃物処理施設等より）

(資料) SDGs とは

(1) SDGs の達成を意識した取り組み

SDGs (エス・ディー・ジーズ) は、2015 年 (平成 27 年) の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。



(2) SDGs の 17 の目標と自治体行政の関係

SDGs の 17 の目標と我が国の自治体行政とどのような関係があり、そのゴールの達成に向けて貢献し得るのかについて検討され、次のとおり示されています。

 1 貧困をなくそう	貧困	【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに	飢餓	【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を	保健	【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 4 質の高い教育をみんなに	教育	【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー	【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化(エンパワメント)行う。 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	水・衛生	【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギー	【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
 8 働きがいも経済成長も	経済成長と雇用	【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	インフラ、産業化、イノベーション	【目標9】強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

 10 人や国の不平等をなくそう	不平等	【目標 10】各国内及び各国間の不平等を是正する。 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
 11 住み続けられるまちづくりを	持続可能な都市	【目標 11】包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産と消費	【目標 12】持続可能な生産消費形態を確保する。 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動	【目標 13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
 14 海の豊かさを守ろう	海洋資源	【目標 14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
 15 陸の豊かさを守ろう	陸上資源	【目標 15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
 16 平和と公正をすべての人に	平和	【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	実施手段	【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：一般財団法人建築・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）―導入のためのガイドライン―」

第2次東御市一般廃棄物処理基本計画
(令和7年度改定版)

発行日 平成28年3月

改訂日 令和3年3月

令和8年3月

発行・編集 東御市 市民生活部 生活環境課（クリーンリサイクル係）
〒389-0516

長野県東御市田中 656 番地 2 東部クリーンセンター内

TEL (FAX) 0268-63-6814

HP アドレス <https://www.city.tomi.nagano.jp/>

E-mail seikan@city.tomi.nagano.jp